

# 一般会計予算決算常任委員会記録

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

【開催日】 平成27年3月16日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時8分～午後5時

【出席委員】

|     |        |      |       |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 伊藤 實   | 副委員長 | 中村 博行 |
| 委員  | 岩本 信子  | 委員   | 河野 朋子 |
| 委員  | 下瀬 俊夫  | 委員   | 杉本 保喜 |
| 委員  | 長谷川 知司 | 委員   | 松尾 数則 |
| 委員  | 吉永 美子  |      |       |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 尾山 信義 | 副議長 | 三浦 英統 |
|----|-------|-----|-------|

【傍聴議員】

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 議員 | 石田 清廉 | 議員 | 大井 淳一郎 |
| 議員 | 岡山 明  | 議員 | 河崎 平男  |
| 議員 | 中島 好人 | 議員 | 矢田 松夫  |
| 議員 | 山田 伸幸 |    |        |

【執行部出席者】

|                |        |             |        |
|----------------|--------|-------------|--------|
| 総合政策部長         | 堀川 順生  | 企画課長        | 芳司 修重  |
| 企画課企画係長        | 杉山 洋子  | 企画課行革推進係長   | 別府 隆行  |
| 財政課長           | 川地 諭   | 財政課課長補佐     | 篠原 正裕  |
| 財政課財政係長        | 山本 玄   | 健康福祉部長      | 河合 久雄  |
| 健康福祉部次長兼社会福祉課長 | 伊藤 雅裕  | 高齢障害課長      | 兼本 裕子  |
| 高齢障害課主幹        | 川上 公志郎 | 高齢障害課主査     | 坂根 良太郎 |
| 高齢障害課主査        | 河上 雄治  | 高齢障害課主査     | 岡村 敦子  |
| 高齢障害課障害福祉係長    | 縄田 誠   | 地域包括支援センター長 | 尾山 貴子  |
| 社会福祉課主幹        | 深井 篤   | 社会福祉課主査     | 石谷 隆男  |
| 社会福祉課主査        | 吉村 匡史  | こども福祉課長     | 川崎 浩美  |
| こども福祉課主幹       | 河口 修司  | こども福祉課主査    | 金子 悦美  |
| こども福祉課子育て支援係長  | 三藤 恵子  | 国保年金課長      | 吉岡 忠司  |

|             |         |                |         |
|-------------|---------|----------------|---------|
| 国保年金課国保係長   | 大 濱 史 久 | 国保年金課年金高齢医療係長  | 三 隅 貴 恵 |
| 健康増進課長      | 山 根 愛 子 | 健康増進課課長補佐      | 河 野 静 恵 |
| 健康増進課課長補佐   | 木 本 順 二 | 健康増進課主査        | 石 井 尚 子 |
| 産業振興部長      | 小 野 信   | 産業振興部次長兼商工労働課長 | 姫 井 昌   |
| 農林水産課長      | 阿 武 恒 美 | 農林水産課技監        | 河 田 誠   |
| 農林水産課主査     | 藤 岡 富士雄 | 農林水産課農林係長      | 森 山 喜 久 |
| 教育長         | 江 澤 正 思 | 教育部長           | 今 本 史 郎 |
| 教育総務課長      | 尾 山 邦 彦 | 教育総務課主幹        | 石 田 隆   |
| 学校教育課長      | 笹 村 正 三 | 学校教育課課長補佐      | 山 本 時 弘 |
| 学校教育課主査     | 古 屋 憲太郎 | 学校教育課指導係長      | 長谷川 裕 司 |
| 社会教育課長      | 和 西 禎 行 | 社会教育課主査        | 臼 井 謙 治 |
| 社会教育課社会教育係長 | 西 村 一 郎 | 社会教育課人権教育係長    | 松 田 孝 二 |
| 中央図書館長      | 山 本 安 彦 | 厚狭図書館長         | 山 根 裕 幸 |
| 農業委員会事務局長   | 山 相 信 安 | 農業委員会事務局主任     | 村 長 康 宣 |

【事務局出席者】

|      |         |        |         |
|------|---------|--------|---------|
| 局 長  | 古 川 博 三 | 局 次 長  | 清 水 保   |
| 議事係長 | 田 尾 忠 久 | 庶務調査係長 | 島 津 克 則 |
| 主任   | 角 紀 子   | 書記     | 原 川 寛 子 |
| 書記   | 中 山 由希子 |        |         |

【審査事項】

- 1 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度山陽小野田市一般会計予算について

午前 9 時 8 分 開会

伊藤實委員長 それでは定刻になりましたので、一般会計予算決算常任委員会を開催します。本日は一般 3 人、報道 2 人から傍聴の申込みがありました。委員会条例第 1 9 条により委員会は原則公開となっていますので、傍聴人に入場してもらいます。それでは本

日は 1 0 款の教育費の 4 項、5 項の審査番号 7 番について審査を始めますが、審査対象事業の前に芳司課長からの報告があるようです。

芳司企画課長 先日お問い合わせのあった転入奨励金の申請件数を報告します。お手元に申請件数、年度ごとの件数を上げています。2 4 年度が合計で 1 1 件、2 5 年度が 5 7 件、今年度 2 6 年度が合計で 6 8 件ということ

で、これを勘案して来年度当初予算で合計 80 件の予算を計上しているところですよ。

下瀬俊夫委員 出てくる数字が皆違うけど、この根拠は何。

芳司企画課長 ちょっと誤解を招くような資料もあったかと思うんですが、その都度 1 年間の段階での交付件数ということで報告していましたので、恐らく 1 年を通じての件数ではなかったのかなと思っています。最終的にはこれが各年度の交付件数です。

下瀬俊夫委員 これ総務委員会で配られた資料だけど、26 年度の支給開始 1 回目ということで出ている。24 年度、25 年度が皆違う。なぜ、26 年度に出た資料で 24 年度、25 年度の数字が違うの。

芳司企画課長 24 年度に初年度で交付申請をした方が 11 件。この方々が 2 年目になる 25 年度に交付申請をします。さらに 3 年目、26 年度に 3 年目の申請をします。2 年目、3 年目、4 年目に当たって、こちらからも申請漏れがないように連絡等するんですけど、結果的に申請がない件数があります。その辺りで 2 年目、3 年目の交付の数字が変わってきているのではないかと思います。

河野朋子委員 言われることは分かるんですが、数箇月前に 24 年度の資料で新築 2 件、中古が 0 で合計 2 件というものをもらっているんで、これと比べると余りにも違うので何が何だかよく分かりません。25 年度、26 年度のことは今説明を受けて数字の違いがあるのは分かったんですけど、初年度の 24 年度の開始のときの数字が何でこれだけ違うのかがよく分からないので、その辺りを。

芳司企画課長 その資料が手元にないので。

伊藤實委員長 もういいです。資料の数字が違うとほかの資料についても本当に大丈夫かとなるわけですよ。ほかの課の大迷惑になりますよ。企画課のこの辺の数字が違うというのはおかしいと思うし、今言われるように 25 年、26 年で初年度して 2 年目、3 年目の人で申請がなければ、エクセルで作れるわけだから、実際にはこれだけだけ申請がなかった分が何人ということで合計は合うわけですよ。審査に入ります。それでは教育委員会の審査対象事業の 8 番について執行部の説明を求めます。

笹村学校教育課長 それでは、多子世帯応援保育料等軽減事業について説明します。資料の３７から３９ページまでになります。この事業は、こども福祉課と学校教育課で行う事業であり、こども福祉課分については午前中に審査されていると思います。重複する部分もあるかと思いますが、改めて説明します。資料の３９ページ、事業概要ですが、少子化危機突破に向けて、現在３歳未満を対象としている多子世帯保育料等軽減事業を大幅に拡充させ、幼稚園児も対象とした新たな補助制度を創設するものです。これは、県と市の合同の事業であり、保育園児についてはこども福祉課が所管し、教育委員会は幼稚園児を対象とし、幼稚園に通う第３子以降の園児に対して補助を行うものです。補助額については、幼稚園就園奨励費の所得階層区分に応じて、幼稚園就園奨励費を支給後の実質的な保育料負担額の第３階層以下の者、市民税所得割７万７,１００円以下は全額、第４階層以上の者、市民税所得割７万７,１０１円以上は半額を補助します。補助対象者については、現在も幼稚園就園奨励費によって小学校３年生までに兄弟が２人以上いる家庭の第３子以降の園児の保育料は無料となっています。この度の多子世帯応援保育料等軽減事業では１８歳までの兄弟を対象とすることにより、補助対象世帯の更なる拡充を図るものです。対象者は約６０名で、予算額は４００万円を計上しています。

伊藤實委員長 それでは執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 現在、補助対象が小学校３年生までの子供がいるということですが、現在の対象者は何人ですか。

古屋学校教育課主査 奨励費上、小学校３年までに兄弟が２人いて実質無料となっている方は２１名です。

伊藤實委員長 ほかに。なければ次に行きます。次は５１、５２、５３の市制誕生１０周年についての事業です。最初に５１番の新市誕生１０周年記念事業花いっぱい運動についての質疑を受けます。いいですか。それでは次にぐるっと山陽小野田ウォーク。

杉本保喜委員 ２６６ページのウォーキングコース、これが小野田線等を利用するという思いで出発点を駅にしているということですけど、ＪＲの時

刻表についてはどのように考えているかを教えてください。

臼井社会教育課主査 JRの時刻に合わせて実施したいとは思っていますが、1両編成で1日当たり大体100人を見込んでいますので、全ての方が電車に乗ってくるとは考えておりません。

杉本保喜委員 今の形で利用するものは利用してくれという形なんですね。そうすると駐車場はどのように確保するつもりですか。

臼井社会教育課主査 長門本山駅に数台の駐車はできると思っています。ウォーキングを実施するに当たっては各自の責任において来ていただくというのが基本かと思いますが、ガラス未来館等が近くにありますので、多い場合はそちらに誘導するように考えています。

杉本保喜委員 今聞くだけでもかなりアバウトすぎる。親切心を感じない。対象が市民なのか、それとも近傍の人たちにもインターネットや観光案内所等にチラシを置いて誘導するのかその辺りはどうでしょうか。

臼井社会教育課主査 できれば近傍の方にもと思っています。宣伝はしっかり行って観光課ともタイアップしながら実施していきたいと考えています。

杉本保喜委員 せっかく計画したのであれば、私たちの市を知ってもらふ。これが大切なんですね。一過性で10周年記念で1回回って終わりというようなことでは参加あまり来ないと思いますよ。山陽小野田ウォークというのは基本的には海峡ウォークぐらいの盛上げを目標としなければいけないと思うんですよね。そうすることによって山陽小野田を観光のまちとしての立ち上がりのものになると思います。したがって、この辺のところはもっと詰めないといけないと思います。それから小野田線、本山線を使うという思いがあれば、JRに掛け合ってそのときだけピストン輸送をしてもらうとか小野田線の時刻表に合わせて本山線を増やしてもらうとかというようなことができるかどうか。できないでもとものつもりでJRに早く掛け合ってそのことをやっていかなければいけないと思います。私はそのことをやった経験があります。少なくとも1か月前にこういう話を持ちかければJRは前向きに対処してくれます。ぜひそういうつもりでこの際小野田線を利用し、本山線を利用してもらって駐車場の数を来る人が満足できるような形、これをぜひ検討してもらいたいと思います。

下瀬俊夫委員 昨年か一昨年に作ったまち歩きマップとどういう関連がある事業ですか。

和西社会教育課長 ふるさとづくりで作られたマップのことを指されているのでしょうか。あれはあれでできていると思いますので、今回こういう事業をするに当たってはマップのいいところをもらいながら使用させていただければと考えています。

下瀬俊夫委員 せっかく作ったわけでしょ。まち歩きマップはこういうときに活用しないと。今の話では全く関係ない事業のように思えるんですよね。ちょっとそこら辺はもう少し工夫がいるんじゃないかと。せっかく予算をかけて作ったマップですから、あの中身がいいか悪いかは別にして、きちんと関連付けた事業にすべきだということと、例えば、厚狭や埴生のまちの魅力を再確認するということに言われますが、いろんな史跡めぐりを含めてあんまり案内板がないですよ、それぞれのところに。どこに何があるかって、まちを歩きながらあんまり分かんのですよ。例えば、埴生コースでも埴生のどこに何があるかってあの地図見たら分かるって言われるかもしれないけど、そういうきちんとした地図も含めた事業にしていけないとどこに何があるかわからないときにまち歩きでどうのこうのと言ってもあんまり関連性がないように思うんですが、いかがですか。

和西社会教育課長 その点については、ガイドの方々に一緒に歩いてもらってそれぞれの場所で説明をしていくように今のところ計画しています。

杉本保喜委員 これはどの辺りで休憩、昼食を取る予定に考えているか教えてください。

和西社会教育課長 今から本格的に詰めていきますので、その辺りは。266ページの星印のところ、例えば、近代化産業遺産と木戸刈屋道では赤崎公民館のところに星印を付けていますが、今のところそのようなところで昼食を考えているところですが、今から関係各所との協力もいただかないといけませんので、詰めていきたいと考えています。

伊藤實委員長 詳細は今から協議するということですので、事業の概要的なことしかまだ分からないと思いますので、執行部においても委員のいろ

いろな意見が出ましたので、その辺も前向きに検討してよりよい事業に  
していただきたいと思いますのでお願いします。

岩本信子委員 多くの方々、小野田のほうは山陽地区の方が来てほしいし、山  
陽地区には小野田の方が行ってほしいという思いもありますし、多くの  
方々の参加を得るためには何か参加賞とかそういうもの、例えば3つ来  
たらスタンプ3つとか何かそういう工夫がいるんじゃないかと思うんで  
すけど、そういうことは考えていませんか。参加賞みたいなものです。

臼井社会教育課主査 観光協会とタイアップしながら、途中にお菓子のふるま  
いであるとか参加賞であるとかそうしたものを提供してもらうように掛  
け合っていこうと考えています。

伊藤實委員長 それでは、次の幕末の女と男、山陽小野田編の事業について、  
267から270ページですね。よろしいですか。これについても6月  
から実施ということです。原課においても今から詳細等を詰められると  
思いますので、よりよい事業になるようにお願いします。それでは審査  
番号7の審査事業については終了し、引き続き10款4項についての質  
疑を受けます。256ページ、幼稚園費から。

下瀬俊夫委員 子育て新制度に対応する公立幼稚園の今後の方向性ですよな。  
とりあえず基本的な変化はないという話ですが、今後ともそういう変化  
はないという方向でいいんですか。

今本教育部長 下瀬議員から基本的な変化はないということですが、施設給付  
型に変わるということで大きく制度的には変わります。それと保育料が  
1号、2号、3号で決まり、総務委員会で説明したんですが、私立幼稚  
園の保育料と合わせるようになります。27年度中に入園された方につ  
いては、激変緩和で従来どおりの保育料6,300円のままですが、27  
年度を過ぎて入られた方については新しい保育料が適用されることにな  
ります。これは私立幼稚園と同じですから、最高額で1万8,600円に  
所得が高い方は上がるということになります。低い方は新しい保育料が  
幼稚園の就園奨励費をあらかじめ除いたような保育料になりますから、  
保育料がただという方も出てきます。

下瀬俊夫委員 激変緩和でしょ。何年間でこれがこのような数字になっていく  
んですか。



今本教育部長 28年4月から通常の保育料になります。27年度中に入所された方は従来どおりの保育料になります。

下瀬俊夫委員 とりあえず今は給付型ではあるんですが、いわゆるこども園の問題。市立の場合はまだそこまでいっていませんが、国も補助金等の関係でかなり手を打ってきているという点で、具体的に幼稚園に対するこども園構想とかこども園に移行するというのは少し変化が出ているんですか。

今本教育部長 幼稚園、保育園も含めてですが、新しい子育て支援制度になったときに各園の保育料、それから補助がどういう形になるか非常に複雑で、各園、保育園、幼稚園も含めて慎重に検討されているところだと思います。市内の幼稚園については、こども園等に移行するという話は今聞いていません。ただ市内の私立の幼稚園で1園ほど施設給付型になるという話は聞いています。

岩本信子委員 保育料が上がれば、もっと定員割れというのが起こってくるんじゃないかと思うんですけど、そうすると幼稚園という機能じゃなくて、先ほど言われたように認定保育園とかこども園とかそういうことを考えていかなくては。保育料が上がったら定員がますます少なくなってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えていますか。同じようにきちんと定員は来ると考えていますか。

今本教育部長 国の示す方向は幼稚園とか保育園というのを1つの施設にしようという大きな流れがあります。その流れの中で制度を1つにしようというのはこども園構想だとかそういったのがあるんですが、次に問題になるのが保育料です。幼稚園の場合、全国的に公立の幼稚園の保育料は非常に安い。山陽小野田の場合6,300円、民間でしたら2万円前後ということで差があります。保育園と幼稚園の制度も合わすんですけど、保育料も統一しようというのが今回の狙いだと思います。幼稚園は標準の教育時間が4時間です。保育園が短時間保育で8時間、通常で9時間から11時間ですか、あるんですが、その時間に合ったような保育料の設定にだんだん統一されてくるということになろうかと思います。これまでの公立の幼稚園の保育料が他に比べて極端に言えば安いという状況にありますので、これを全国的に1号認定にして保育料を合わせていこうというのが1つの大きな流れです。確かに人によっては6,300円が

安くなる人もいますし、高くなる人もいますけども、今どれくらいの階層が何人いるということは調べていますので報告させます。

古屋学校教育課主査 このたび新しい制度になり、基本的に経過措置を設けるようになっていますので、その経過措置の対象となる方は埴生幼では6名います。一番多い階層が市民税の所得割が1万6,000円以上1万9,000円未満の方で、これが新しい制度になると1万4,400円になります。埴生幼は自衛隊が近いので、自衛隊の方が3分の1ぐらいいるということもあろうかと思います。最高で1万8,600円になる方は埴生幼にはいません。

岩本信子委員 定員の問題です。今でさえ定員が割れているのに上がれば定員がますます割れるんじゃないかということを心配しているんですけど。

古屋学校教育課主査 確かに埴生幼は今6,300円で上限打ち切りですので、私立は平均すると1万9,600円ぐらいで3倍くらいの差があります。埴生幼のほうに安いからといって例えば旧小野田市のほうからわざわざ通っているというような方は現在いません。やはり保護者の方も近いところの幼稚園に行かれるということです。厚狭地区は埴生幼と真珠幼稚園2つありますので、中間ぐらいにある方で今まで埴生幼に来ていたのが真珠のほうに行こうかという方は確かにいるのかなと思っています。ただ重要なのは市内に住んでいる方が近い幼稚園に通えるような体制をしっかりと取っていくということが重要だと思いますので、例えば、私立幼稚園に行こうとされている方を埴生幼のほうに来てくださいますとかいったことではなくて、市内の方が近い幼稚園に行けるような体制を整備するというのが重要ではないかと考えています。

岩本信子委員 保護者の幼稚園選びは近いとか遠いとかじゃないんです。今幼稚園は全部通園のバスが来ています。バスが迎えに来るからどこでも行けるようになっているんです。それなのに今の答えは近いところに行くべきだとそれは考えるべきじゃないと思いますよ。だから定員割れするということは絶対出てくると思いますので、どこに行っても同じ保育料なら、その点はよく考えて今からされるべきだと思います。お願いします。

今本教育部長 埴生幼稚園が施設給付型に変わっていろいろ段階によって保育料が決まってきます。一番高い1万8,600円が1人もいないというこ

とで他の幼稚園に移ると従来どおりの1万9,600円ぐらいの保育料を払うことになりますので、埴生幼の保育料が変わったからといって他の園に移るというのはあまり影響はないんじゃないかなとは思っています。

伊藤實委員長　それでは幼稚園費を終わり、次5項社会教育費について質疑を受けます。

河野朋子委員　4月から公民館が地域委託館から職員というか、今までの形式を変えていくということですけど、ここに一般職給4人とあるんですけど、この4月からそういった館に移行する公民館がどこかということと、どういった職員が館長として行かれるのか教えてください。

和西社会教育課長　この4月から館長が新しい方式で変わられるところは有帆公民館、出合公民館の2館です。それから身分については、再任用職員あるいは任期付職員となっています。

河野朋子委員　以前から公民館は市民と近いところというか、そういう意味では職員の研修の場として活用すべき場所ではないかという意見が一般質問などでも結構出ていましたよね。そういう意味では、今から期待できる職員、どんどん力を出してもらいたい職員がそういう場に出て行って、市民と直接関わって、また市役所に戻ってというような期待を込めての議員の意見だったと思うんですけど、その辺りを今回活用されるのかと期待していたんですが、再任用ということは退職した方ということですよ。その辺の考え方はどのように考えているのかお聞きします。

和西社会教育課長　今年度、厚陽公民館に一般の職員を1人張り付けて、職員が地域の方々の中に入り込んでいろいろと調整等をしているところです。いろいろと苦労することもあるけど、非常にやりがいを感じているということを行っています。そういった面で館長ではなくて一般の職員が公民館に勤務するということはとても有意義なことだと考えています。ただこれは教育委員会だけの問題ではなく、職員の定員等の関係もありますので、人事課にはそのような有意義な状況にあると伝えていきますので、全体的に考えていくことと考えています。

下瀬俊夫委員　一般職を4人ほど公民館に派遣するわけでしょ。館長が再任用とか任期付というのは違って、これは一般職のことじゃないんですか。

和西社会教育課長 この4人については、厚陽公民館の職員、それから社会教育課の公民館専属の職員、それから先ほどの2館、出合公民館、有帆公民館の職員、この4人になると考えています。

下瀬俊夫委員 そうすると新年度になっても基本的に変わらないということですね。職員をどう張り付けるかという話は。新たなものはないというわけですね。

和西社会教育課長 内示が出ていませんので、まだ分かりません。

吉永美子委員 図書館費でお聞きします。市誕生10周年記念事業ということで様々あるわけですが、図書館としての事業は行われなんでしょうか。

山本中央図書館長 10周年ということで予算は付いていませんけれども、工夫しながらできることはやっていきたいと思います。現在展示ホールで小野田・山陽の昭和の写真展、資料展をやっています。これも新市誕生10周年の一環でやっている事柄です。新年度に入って、またいろいろ知恵を出しながらやっていきたいと考えています。

岩本信子委員 地域運営だった有帆と出合がなぜ外れたのかということを教えてください。

和西社会教育課長 この4月から地域選出ではない館長をとということで制度の見直しを図ったわけですが、今いる館長については、任期がある限りはそのままと考えており、有帆、出合については退職の意向を示されたので、今回再任用職員、任期付職員で採用を行ったということです。

岩本信子委員 今までの地域運営。どういう点が問題で見直されたという考えですか。

和西社会教育課長 平成20年から委託館制度を導入して、地域に根ざした、地域の声を反映させた館運営ということで制度を変えたところです。長いところではもう7年になるんですが、公民館が地域の身近なものになったということは言えるとは思いますが、一方で学校、家庭、地域との連携等を公民館を中心に回していかなければいけない状況になっています。そういった中で委託館制度の要素は残しつつも更なる活性化を目

指すということで一定の教育委員会の関与を今回４月からやっていこうということで変更した次第です。

岩本信子委員　今までのやり方とすれば問題はなかったと。一応地域に身近なものになってきて良かったと。でも今からは学校と地域が連携しなくちゃいけないからこういうふうな教育委員会が関与していくという考え方という、今までも関与していると思うんですけど。

江澤教育長　今までの要素は残して運営協議会も残します。今まで非常に良かったんですが、近年の文科省の方針で社会教育と生涯学習の一番の違いは何かというと生涯学習は自分でいろいろやっていく。だから市民センター的なわけですね。ところが社会教育はもっと組織的に市の中でしなければならぬことをしていくという教育を皆にしないといけないと位置付けられているわけです。その中で、公民館でいろいろ学んだ人たちがそういう社会貢献をどの程度するのかというのが今大きな問題になっているわけです。そういう社会貢献のあり方というのは、その地域の人たちの声を聞いてこうやりましょうと、それはとても大切ですから今までそういう方向がメインだったわけです。でも、それプラス今度は社会教育法上のこのところの部分でもっとこういう地域貢献、還元をこのクラブはこうしていきましょとそういう要素が強くなってきているわけです。だから、社会教育上の専門的な知識なり勉強をされた人が望ましいという格好で今回こういう改革をしている。学校だけじゃなく、学校支援もその１つになっているわけです。社会のいろんな場面で公民館で学んだ人たちが寄与できるようにしてくださいとされているわけです。それが円滑にできるようにということです。

杉本保喜委員　今館長の任期は２年ですか。

和西社会教育課長　今最長６年ということになっています。

杉本保喜委員　２年任期の継続で６年までということですか。

和西社会教育課長　１年任期の６期までということです。

杉本保喜委員　いろんな方面で公民館活動を見てきているんですけど、６年というのはあつという間なんですね。それから教育長が言われたように地域の活性化プラス生涯教育を通じて地域に貢献していくという形の中

に館長の思いというのは非常にウエートが大きいわけですよね。したがって、6年というのはまだ短すぎるのではないかなと。本人がまだ続けられる意欲と向学心があればもっとフレキシブルに考えて10年でもいいのではと思います。高齢化といいながら元気な人はいつまでも元気に頑張っているわけです。そこで6年という上限を決めてしまうのはいかがかと思いますけど。

和西社会教育課長 今回の改正で任期についてそこまで考えていないというのが実情です。

岩本信子委員 学校との地域連携は社会教育も大事だということはよく分かります。それで例えば再任用とか任期付の職員と言われましたけれど、この方たちは社会教育主事とか社会教育についての資格みたいなものを持たれた方を採用されるというお考えですか。

和西社会教育課長 再任用職員については、そのような資格はなかなか難しいと思います。任期付職員については、採用の際に学校教育あるいは社会教育に造詣のある方という条件を付けていますので、問題ないと思います。

長谷川知司委員 273ページ、歴史民俗資料館ですが、非常勤特別職報酬とありますが、非常勤特別職はどういうことか教えてください。

今本教育部長 今の館長の報酬の部分を目指すものです。身分としては非常勤特別職ということで位置付けられています。

長谷川知司委員 比較してはいけないんですが、図書館長との違いを教えてください。

和西社会教育課長 山本館長は任期付職員ということで採用しているというところですね。ちょっと詳しいところになりますと、人事課のほうが詳しいのかと思うので。

長谷川知司委員 歴史民俗資料館は結構資格もいるんじゃないかと思うんですね。それで非常勤ということは常勤でない。これでいいのかなという考えがあるんですね。いろんな企画展をされていますし、頑張っているというのは皆さん認めているので、この非常勤特別職という扱いがいかが

なものかと思うんですが、どういう扱いなのかを教えてください。

伊藤實委員長 人事じゃないと答えられないでしょ。後ほどその辺はしましょう。5項社会教育費ありますか。

杉本保喜委員 公民館の件について、公民館長の研修、中国地区で研修大会が定期的に行われているんですけど、そういうところに行きたいとか、この近傍では2月中旬に人づくり・地域づくりフォーラムというのがありました。そういうところに行って勉強したいというような館長がいた場合はどのようなフォローができるか教えてください。

和西社会教育課長 中四国と大きな大会については、予算化していますので全員ではないんですが、館長を派遣することは可能です。また、人づくりフォーラムのような県で行われる大きなイベントあるいは県庁で公民館職員を対象にした研修が年3回程度あります。かなり先進地の方が来られて講演をされるので、ぜひ行くようにと社会教育課から投げ掛けを行い、館長の資質向上に努めているところです。

河野朋子委員 確認ですけども、来年度から有帆と出合がそういうことになるということですけど、最終的に全ての公民館がそういう形になるのはいつぐらいになるんでしょうか。

和西社会教育課長 現館長の任期が6年あります。来年度2年目を迎える館長がいますので、その方が6年間勤められると想定した場合は後5年先になるかなとは思いますが。それまでに順次館長が変わっていくという形になろうかとは思いますが。

岩本信子委員 今5年先と言われましたけれど、そうすると最初にしたところと随分地域的に公民館の活動の中で差が出てくるんじゃないかと思うんです。それはどのようにカバーされるんですか。

和西社会教育課長 その意見は、各地の運営協議会の会長とお話をする中で出ました。地域間の格差があってははいけませんので、その差を埋めるべく社会教育課と中央公民館でサポートにしっかり入っていくとお答えしているところです。

伊藤實委員長 ほかに。なければ審査番号7番については終了します。それで

は引き続き審査番号 8、10 款教育費の 33 番の事業に入ります。それでは新規事業の小学校タブレット端末整備事業について執行部の説明を求めます。

笹村学校教育課長 それでは、小学校タブレット端末整備事業について説明します。資料の 153 から 155 ページ、事業概要ですが、現在、市内小学校には合併前に整備されたパソコンが設置されており、主に調べ学習に活用されていますが、パソコンが古いため、更新する必要があります。よって、国の「教育の IT 化に向けた環境整備 4 か年計画」に基づき、パソコンを整備することとしますが、整備に先立ち、学校へアンケートを行い、学校の意向を調査した結果、小学校では調べ学習が主な活用方法であるため、今後の授業への汎用性等を考慮し、デスクトップ型パソコンではなく、タブレット型パソコンを整備することとするものです。整備については市内小学校 13 校にパソコン教室で使用するタブレット端末を整備し、内容はタブレット端末を 1 校当たり約 20 台、その他無線環境整備やモニター・プロジェクターの整備、専用サーバの設置を予定しています。予算総額は 60 か月のリース契約で 8,348 万 6,000 円を見込んでいます。タブレット端末の活用方法としては、グループでの調べ学習、支援ソフトを使った授業へ活用、教員による補助教材としての授業への活用、写真・動画機能を使った学習、特別支援学級（視覚障害）への活用、IT 教育の推進等を想定しています。

伊藤実委員長 執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

中村博行副委員長 都市部等の IT 関係の機器を使った格差が以前からも言われていたと思うんですよ。そういったことから国の施策でこうされるということでしょうけど、以前電子黒板等に関して教育長から、そういうものについてはサイクルが早いので、どんどん変わるので、それはなるべく避けて、プロジェクターを使えば機器が改善されていっても対応できるということだったんですけど、都市部では電子黒板等々を使われて随分進んだことをされているということが現実にありますので、そういったものに対する考え方というものはどうでしょうか。

江澤教育長 実際にいろんなソフトが学校の現場に出ています。ソフトは使う人が多ければ多いところで発達していくわけで、電子黒板用のソフトよりも普通のパソコンの教育用のソフトのほうがどんどん増えていると言われています。ここにありますように、先生用も含んでいますが、無線



環境でプロジェクターも整備していくという状況で、先生も生徒も使えるということで、ある意味では今までのITのいろんな資源も取り込みながら少しでも時流に乗るという面もあるんですが、そういうこともこれだと可能になるんじゃないかと現場の先生方も判断されているという状況です。

松尾数則委員 今お話を聞いた限りでは、別にこれはタブレットでなくてもデスクトップでもいいような気がしますし、デスクトップのパソコンが古くなったからタブレットを買うという認識なら分かるんですが、例えば、武雄市とかやっていましたが、反転授業ですか、という新しい形も含めて授業形態を考えていくというようなことではないわけですね。

江澤教育長 それは違います。基本的には古いパソコンを新しくするという中で、使い勝手やこれからの方向性を考えたときに、このほうがいいんじゃないかという提案があったということです。例えば、先生が教室で使ったりするときは持ち歩けるかどうかということも非常に大きな要素で、そういうこともあって先生方がこれを望まれるのかなと思います。

下瀬俊夫委員 これは基本的に購入費ですよ。当然タブレットというのは1台ずつ通信費がかかるわけですが、そこら辺はどういう格好で計上するんですか。

古屋学校教育課主査 60か月リースで8,348万6,000円ですが、この中に5年間の保守契約であったり、子供が使いますのでフィルタリングをかけたりとか、そういったものも全て含んだものです。

下瀬俊夫委員 パソコン教室で使うわけですよ。今持ち運びという話があったんですが、持ち運ぶ必要があるんですか。もう一つは、先般どこかの学校で事件がありました。先生が私的なタブレットを持ち込んで、教えるときに操作を誤って変な画面を見せてしまったという話がありました。そういう私的なタブレットの持込み等について、当然禁止事項だと思うんですよ。だけどそこでは私的なタブレットを持ち込むというのが日常的にやられていたんですが、そこら辺を規制できるような何かあるんですか。

古屋学校教育課主査 まず1点目、パソコン教室に整備するということですけども、無線環境ということでパソコン教室、理科室、音楽室とかにはイ

ンターネットを接続できるようにする予定です。タブレットなので、例えば教室に持って行って、今非常にいいプロジェクターが出ていますので、先生が事前に作った資料なんかをタブレットを使ってプロジェクターを通して黒板に映すということも可能であると考えています。2点目の不適切な画像が映ったという件ですけれども、今現在、私的なパソコン等を学校で先生が使用されているということはありません。基本的にU S Bを使って、あらかじめ先生が作ったものをタブレットを通じて見せるというようなことが想定されますが、当然このU S Bも学校で使う専用のU S Bということで、家に持って帰ってというようなことは想定していませんので、通常はそういうものが映るということはないと考えています。

下瀬俊夫委員 通常の話をしているわけじゃない。タブレットは持ち運びが簡単なんですよ。薄いからノートのように持って歩けるんですよ。学校に持ち込んではいけませんと言ったって、持ち込むわけですよ。それからU S Bなんて、そんな話をしているんじゃない。タブレットそのものに入っているわけだから、私的なタブレットを持ち込んだら、そういう私的な情報が幾らでも取り出せるわけです。そういうことの可能性は起こり得るんじゃないかと言っているんですよ。そういうことを規制するような措置ができるんですか。

笹村学校教育課長 学校では教員にパソコンを割り当てて使っていますので、私的に持ち込むということは、まず今はないということ。規制ということですが、これからタブレット端末を整備することになります。そういった校内の規定がありますので、その規定の中に盛り込んでいくということは可能であると考えています。

下瀬俊夫委員 普通のパソコンだったらこんなことは起こらないんですよ。あとはU S Bを持ち込まなかったら起こらないんです。タブレットは起こり得るんですよ。だからさっきから出ているように何でタブレットなのかという話ですよ。さっき松尾議員が言ったように、別の意味でこれを積極的に活用する方向性があるのかと言ったら、ないという話だから、ただ単に古いパソコンを買い換えるためにタブレットを買い換えるという話だから、タブレットというのはどういう格好で使おうが自由なんです。持ち込み自由なんですよ。さっきからそれをどうやって規制できるのかと聞いたわけです。規制できないでしょうが。

笹村学校教育課長 タブレットの携帯性というか汎用性というか、パソコン教室に整備をしますが、それを教室でも他の特別教室等でも使えるということは、これは大変なメリットです。グループ活動でも教室で机の上にポンと置いてやれば、調べ学習等もそれでできるということになります。もちろんパソコンが古くなって、OSが古くなって使えないということはあるんですが、そこでより汎用性があって、機能的なものでタブレットということで、それと教員が持ち込むタブレットはどうするかというのは別問題ではないかと思うんです。これは子供にとって意味があるということで、またそういう回答が学校の教員からも多かったということも受けて整備するということを考えています。

杉本保喜委員 タブレットを使っている学校は今結構あるんですよね。今言ったような問題点をどのように克服しているか情報収集はしているんですか。

笹村学校教育課長 どういった問題点でしょうか。職員が持ち込むということでしょうか。

杉本保喜委員 今その情報だけでタブレットを使うということでお話をされていると思うんですけど、それ以外に入ってくる可能性をどのようにシャットアウトしているかということです。いわゆる有害情報等も下瀬議員が言ったような事例がある。それをどのように防止しているかというようなことを、先進のタブレットを使用している学校はある程度防止対策をやっていると思うんですよ。そういうところの情報を収集はしていますかという話です。

笹村学校教育課長 有害情報のことですね。これはフィルタリングソフトを導入することでカバーできるのではないかと考えています。

伊藤實委員長 フィルタリングについてもホワイトとブラックといろいろあるので、そういう部分もしっかりとやってほしいと思います。

下瀬俊夫委員 今の世の中、子供たちのほうが進んでいるんですね。だから何のためにタブレットを導入するのかというきちんとした方向性と目的意識がいると思うんですね。どうもそれが無いんじゃないかなと、いわゆるパソコン代わりにこれを使おうみたいなね。そこらは辺どうですかね。

江澤教育長 特に懸念されるのはインターネットを接続したときのいろんな情報です。それはハードなものであろうが一緒です。違うのは小さくて持ち運びが便利ということと、タブレットの場合はタッチパネルになって、非常に説明能力が高くなるわけで、特に視覚障害の子供には今まで電子テキストのようなものを拡大して使っていたのが、これは物すごく便利なんですね。そういったいろんなことにも対応できる。先ほどパソコンを新しくするだけだと言いましたけど、しかしこのタブレットはそういう教育上の利点をたくさん持っているわけです。グループ学習とかで移動してできるとか、グループで1台を見ながら議論できるとか、いろんな利点を持っている。そういうことで導入するわけで、パソコンとしてのそういう利点、発展性を持っていると考えています。ですから、今までのデスクトップのパソコンをもっとグレードアップさせるという認識のもとに導入しようとしているものです。

伊藤實委員長 それでは次の事業に移ります。審査対象事業34の1と2。執行部の説明を求めます。

笹村学校教育課長 知的障害特別支援学級設置事業について説明します。資料の157ページから161ページです。この事業は、学校教育課と教育総務課の2つの課で実施するため、事務事業調書は2枚付けていますが、学校教育課から一括して説明します。161ページ、事業概要ですが、現在、小野田地区には知的障害特別支援学級の集合体として、赤崎小学校・竜王中学校松原分校が設置されています。特別支援教育について、国は平成24年7月に中央教育審議会でインクルーシブ教育システムを構築する方向性を示しました。また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害のある子供と障害のない子供ができるだけ同じ場所で学ぶことができる権利を認め、それを実現するための環境を整備する方針を示しました。このような動きがある中で、本市では、保護者から居住している校区の小中学校に知的障害特別支援学級を設置してほしいとの要望が高まっています。これらのことから、小野田地区の各小中学校に、必要に応じて知的障害特別支援学級を開設するものです。事業の内容は、知的障害特別支援学級の新設を予定している5校、有帆小、高千帆小、須恵小、高千帆中、小野田中に、教材、管理備品を整備し、教室に空きがない高千帆小学校と小野田中学校では1つの教室を2つに仕切って教室を設けます。158ページ、学校教育課所管の予算では、教師用のノートパソコンや教材備品を整備するための備品購入費として50万円を計上しています。次に、160ページ、教育総務課

所管の予算では、教師用の事務机、椅子、教卓、ホワイトボード等の管理備品を整備するための備品購入費として90万円、教室に空きがない高千帆小学校と小野田中学校の教室に間仕切りを設け、小野田中学校では、その教室の照明用の電気配線の位置を変更し、高千帆中学校では黒板を移設するための工事請負費として、合わせて107万8,000円を計上しています。

伊藤實委員長　それでは執行部の説明が終わりました。審査対象事業34について委員からの質疑を受けます。

河野朋子委員　説明の中にありましたように、本市の知的障害の教育環境について松原分校のことにも触れられましたけれども、インクルーシブ教育システムの構築という国の方向性が示されていますし、それは当然あるべき姿ですし、そのような方向に行くべきだと思っていますが、本市の現状を見た場合、個人的な感想ですが、もう半世紀ぐらい遅れているかなという意識です。そもそもそういった障害を持った人と持っていない人が同じ環境で学び、同じところで育っていくということが、お互いにとってすごくいいことだということは、以前から分かっていることですが、本市には全国として唯一、障害を持った人たちだけが松原分校で、今学習しているという状況ですけれども、普通の学校の中にそういった学級を作っていくという動きは、もちろんいいと思うんですけれども、そもそもその存在自体について教育委員会としてどのように考え、どのようにしていこうとしているかお聞きしたいと思います。

江澤教育長　本市の松原分校。今の意見を聞いていたら、それは良くないんじゃないかと、そういうふうにも受け取れると思うんですが、子供がまず主です。まず子供の状況を見て判断しているわけで、保護者の方も同じと思うんです。だから、松原分校にぜひ体験入学、見に行ってくださいと保護者の方をお願いしているわけです。松原分校は松原分校で極めていい点がたくさんあって、それで保護者の要望もあるわけです。本市の考え方は、県には総合支援学校があります。これも完全な分離教育です。ではそれは良くないのかということなんです。分離と分離でないというのはいろいろな医学的な面もあるでしょうし、その子にとって何がいいかという観点に立つならば、我々は選択肢を増やすべきだという考え方に沿って、この特別支援教育の体制を作ろうとしています。本市においては通常は総合支援学校と地元の学校と二つの選択肢がある中で、本市

においては三つあるという状況を作りたいと、今までしてきたわけですが、いろいろな状況の中で、県教委が教員を配置する権限を持っていますので、それがなかなか難しかったんですが、26年に障害者の権利を批准したということもあって、県教委も今の松原分校はそのまま本市としては存続したい、第一希望ですと言っていますから、それを認めた上で、こういう開設を考えてみようじゃないかという機運になり、実現したものです。したがって、本市においては選択肢が三つあると、一番子供に適したところを選んでくださいという、そういうシステムを構築したいと考えているところです。

河野朋子委員 今のお考えを聞いて大変残念ですし、そもそも本当にそれだけ素晴らしいものが本市にあるのであれば、全国的にそういった動きはもっと広がって行くべきですけれども、むしろ時代の流れは逆を行っています。それをやっぱり認識してほしいし、本市の進むべき方向性については、私は教育長の考え方とは違うので、言ってもしょうがないんですけど、結局、今回こういった声が保護者から上がったということですけど、以前からそういった声は上がっていたと思いますし、ここに来て急にというのは、やはりそういった指導があったり、いろんな指摘があったというのは間違いないと思うんですが、以前、県の委員から本市の教育、特別支援教育に対して意見をされていましたよね。その辺について説明してください。

笹村学校教育課長 県の就学指導委員会の委員から、それぞれの学校に知的障害学級を作るべきだと、今のインクルーシブ教育の考え方の流れの中で作るべきだという提言を昨年度ぐらいからもらっているところです。

河野朋子委員 そういった指摘があって、ようやく動き出したということが、教育委員会のこういった教育に対しての考え方、これを期にさらに進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

江澤教育長 先ほどから言っていますように、全て県の考え方、配置の下にされるわけです。本市としては要望を何度かしていましたけれども、認められていなかったわけです。それから松原分校の価値は、十分認識しており、松原分校が良くない、遅れているというようなことよりも、本市は他の市よりもこういう選択肢もあるということで非常にいいのではないかと私は思っています。

岩本信子委員 財源の問題ですけれど、交付税の算入をされると、一般財源から出るようになっていきますよね。普通こういう学級が設置されれば補助金があるんじゃないかと思うんですけど、その辺は県の指導によって、やっとこれができるようになった。でも一切補助金はない。一応交付税の算入で一般財源からという話ですけど、補助金という考え方、そういうのは全然ないんですか。

池田教育総務課学校施設係長 障害者のための国の補助金がありますが、1校当たり400万円だったと思いますが、それ以上の費用に対して3分の1が補助されるというものです。

岩本信子委員 財源には、補助金は一切ないですよ。一校当たり400万円と言われたのは、どう考えたらいいんですか。

池田教育総務課学校施設係長 400万円は、あくまでも障害者のための工事によるもので、スロープを付けるなど合計して400万円以上という形になります。

長谷川知司委員 事業概要のところで障害のある子とそうでない子が同じ場所で学ぶとあるんですが、この同じ場所で学ぶということが、松原分校と特別支援学級との違いはどう違うのかを教えてくださいたいんですが。

笹村学校教育課長 基本的にはそれぞれの学校において、通常学級の児童生徒、特別支援学級にいる生徒が同じ学校の中で生活したり、学んだりするということと言えます。松原分校については、それはそれで特色のある教育活動をしているわけですが、赤崎小学校との交流も進めています。そういったことでできる限り同じところであることを満たしていけるかなと考えています。

長谷川知司委員 要するにクラスは別で、授業は一緒の場合もあるし一緒じゃない場合もある。分校においては一つのクラスを作っているということで、私が思うイメージで言えば分校のほうがより生徒も多くて、お互いが切磋琢磨できる面があると思うんですね。それが各学校に分かれると人数が減るから、本当に少ない子供たちのクラスになると思うんですね。では果たしてどちらがいいのかというのは、先生のほうが詳しいと思いますが、分校を見に行くと、子供たちがいろんな役割を与えられて、生き生きしていると私は感じたんです。それが特別支援学級の中で役割が

子供たちに与えられて、生き生きしているのかどうか。それから、将来松原分校がどういう形で行くか、教育長が言われるには残していくんだという姿勢であれば、私はそれはそれで一つの選択肢でいいと思うんですが、子供から考えたら、子供が生き生きできるという面では、どちらがいいのかなというのを参考までに教えていただければと思います。

江澤教育長 これは主観もありますから、実際の子供たちの様子を見ていただかないことには分からないと思います。私の印象では平均として、松原分校の子供のほうが明るいというのがあります。学校に行くのが好きだという感じが体から出ているような感じがしています。何を大切に考えるかということもあるんですが、そういう考えを持っていますので、皆さん方も運動会とかいろんなところを解放していますから、ぜひ見ていただきたい。通常の学級の運動会における特別支援学級の子供たちの姿、それから松原分校における子供たちの運動会における姿、ぜひこれを見ていただきたいと思います。

下瀬俊夫委員 これは小野田地区の独特の形だったんですか。山陽地区ではどうですか。

笹村学校教育課長 山陽のほうではこれまでも知的障害特別支援学級がありました。松原分校は小野田地区の知的障害学級の集合体でしたから、小野田地区の子供に限っていました。通学、スクールバスの関係はちょっと検討の余地はあるんですが、もしも山陽地区で松原分校への就学を希望する保護者等がおられたら、受け入れていくということで考えています。

岩本信子委員 先ほど障害児が一生懸命頑張っているところ、姿を見てくれと言われたんですけど、これ発想が逆じゃないかと思うんです。健常児というか、その子たちがやはり障害児をきちんと受け入れて、そして教育していく。障害児だけがそこで生き生きとしているんじゃなくて、健常児と一緒にあって、健常児が障害児を受け入れていくという環境を作っていくというのが大事じゃないかと思うんですけど、その点はどう考えていますか。

江澤教育長 それは言われるとおりです。それも大変重要な要素ですし、そういうところで障害児が普通の子供たちと一緒にいるところで非常にづらい目に合うと、そういうこともまた教育の一つであるという、いろんな意見がありますし、それはどれも正しいと思います。ただ私が言いたい



のは、それを頭で考えるのではなくて、実際の子供をまず見て、自分なりの感想を持っていただきたいと申しただけです。

伊藤實委員長 それでは34番についての質疑を終わります。給食に入る前に10分間休憩します。45分から再開します。

---

午前10時35分休憩

---

---

午前10時46分再開

---

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。次に審査対象事業36番、学校給食共同調理場建設事業について執行部の説明を求めます。

尾山教育総務課長 学校給食共同調理場建設事業について説明します。今回提案しています共同調理場は昨年提案したものと同じ5,500食規模の1センター方式の調理場を建設しようとするものです。昨年の審査の際に、8つの指摘事項がありましたが、まずこの点について説明します。先週の金曜日に教育委員会が配布した資料の学校給食共同調理場建設事業、1ページ、資料1の議会から指摘された8つの項目に係る取組状況です。左の欄に指摘事項、真ん中の欄に昨年度の状況、私どもの説明、右の欄に今年度の状況、説明を記載しています。1つ目の「米飯及びパン納入委託業者、食材等の納入小売店への説明不足。市内業者育成・支援に逆行し民業圧迫」との指摘ですが、私どもの昨年の説明が「業者委託している炊飯をセンター炊飯に切り替え、加工賃を浮かして給食を充実させる。また、炊き込み御飯を作って和食メニューを充実させる。野菜は小野田中央青果が、肉・魚は市内では大手の業者が5,500食分を納入できると言われている」というものにとどまっていた。この指摘について、米飯・パン、青果物、青果物以外の3つに分けて報告します。最初に、米飯とパンですが、市内のパン業者2社が小野田地区と山陽地区に分かれて米飯を、そのうちの1社が市内の全ての学校にパンを納入しています。昨年、委託炊飯をやめて、センター炊飯に切り替えるとの教育委員会の方針に対して、パン業者2社から炊飯委託の継続の要望書が提出されました。そして、今年も、そのうちの1社からパンの

製造と炊飯の継続要望書が提出されました。この状況の中、2月に教育長と職員3人で2社の社長に個別にお会いし、何とか了解していただきました。大変苦渋の決断をしていただいたのであり、この場をお借りして、改めて深く感謝を申し上げます。センターで炊飯することで支払いがなくなる御飯の加工賃1食当たり約30円は日々の給食のおかずの充実に振り向けます。なお、パンについては、社長の申し出を受け、給食センター移行後も当面、パン給食を現行どおり週2回実施することで合意しました。次に、生の野菜や果物といった青果物については、学校が市の地方卸売市場内にある小野田中央青果に注文し、市内の小売店を含む10業者が学校に配達しています。この10業者と中央青果に集まっていたいただき、1か所の給食センターになった場合の配送の可否を聞いたところ、9業者から配送に関わりたいとの返事をもらいました。これを受けて、今後、小野田中央青果と今の業者とで共に納入できる体制を作ることを了解してもらいました。将来、その会議が開かれる時には、教育委員会も出席して、具体的な献立に基づいて、1日の発注量やセンターでの受入時間を示していきます。次に、青果物以外については、学校全体で市内外の30業者から購入しています。一般会計予算審査資料の172ページ、平成25年度の学校給食用食品購入状況です。全30業者のうち、市内業者は20業者あり、その20業者に対して、1か所の給食センターになった場合、食品を販売し、配達してもらえるか聞いたところ、8割に当たる16業者から引き続き販売、配達したいとの返事をもらいました。なお、残る4業者は、「高齢のため、センターが完成する頃には商売を辞めていると思う」と言われたのが2業者、「センターになったら辞める。ただし、高齢であり、もっと早く辞めているかもしれない」と言われたのが1業者、「勤務先に出勤する息子に通勤の途中、配達してもらっているので、難しい」と言われたのが1業者でした。給食センターに移行後は、市内業者の育成、支援の観点から、これまでの購入実績をベースにこれらの業者に注文していきます。なお、現在、食品の発注は学校ごとに行っており、購入金額ベースで見ると、約6割を市外業者に発注しています。給食センター移行後は、全てを給食センターから発注するようになりますので、給食センターに設置する食品選定委員会に諮り、栄養教諭の意見も聞いた上で、市内業者に優先的に発注していきます。次に、2つ目の「食育に対する取り組みに疑問（栄養教諭2名に減）」との指摘です。これについては、去年の私どもの説明が「栄養教諭の数は1センターになると7人から2人に減少することへの対応として、全ての小中学校に食育推進員を1人ずつ配置し、この食育推進員が給食時間に教室で食育指導を行い、食育の充実を図る」というもの

にとどまっていた。一般会計予算審査資料の173ページ。昨年、光市の新しい給食センターを視察した際、4人の栄養教諭がいました。今後の見通しを聞いたところ、国の配置基準は2人となっているが、県内最大のセンターであることを県が考慮して加配が1人付いている。4人目は大和地区の給食センターを統合したことで、現在、一時的にいたのであり、来年度はいなくなると思うとのことでした。このことから、私どもが提案した5,500食の給食センターは光市より規模が大きいので、県の栄養教諭の人数を昨年の時点で想定していた2人ではなく、1人多い3人配置してもらえ、可能性が非常に高いと考えています。栄養教諭は、栄養管理や衛生管理といった給食管理業務を優先しなければならず、これをおろそかにしてはならないことになっています。そのため、1日の過半を献立の作成、調理作業の工程表の作成、調理中の加熱状況のチェック、検食・保存食の管理・記録、食材の発注といった業務に費やしており、栄養教諭は児童生徒に対して自ら行う食に関する指導が思うようにできていない状況にあります。1センター方式に移行すると、7人の栄養教諭が先ほどの3人の県の栄養教諭と市で別に任用する1人の栄養士、合わせて4人になると考えていますが、現在、各校において1人で処理している給食管理業務を4人で分担するようになりますので、1つのチームとして協力し合って、効率的に業務をこなし、空いた時間を食育に充てていきます。そして、さらに、全ての小中学校に食育推進員を1人ずつ配置して、市全体として小中学校における食育を底上げしていきます。その食育ですが、現在、栄養教諭が配置されている学校では栄養教諭が、配置されていない学校では給食主任が中心となって作成している「食に関する指導の全体計画」に基づいて、授業の時間や給食時間に行われています。しかし、栄養教諭が思うように指導できない状況にあるため、給食センターになったら、食育推進員を配置して活動をしてもらおうと考えています。現在の各家庭の状況は、核家族化と共働き家庭の増加により、子供が家族団らんで食事をとることが難しくなっています。ですので、食育推進員が給食時間に教室に入って、子供のそばで給食をとりながら会話し、食事の喜びや楽しさを子供に感じてもらう。その日の献立にまつわることをみんなに話し、給食便りに書かれていること、旬の野菜や地場産物を紹介する。配膳の状況や食事の様子、残食などの状況を給食センターに伝えて、その情報を食の指導に関する全体計画の作成時に役立ててもらおう。時には教室ではなく、放送室から食育に関することを放送委員の子供と一緒に、全校児童生徒に対して一斉放送するといった活動です。さらなる具体化は、給食センター稼働前から設置する食育推進部会において協議、決定します。なお、

これらの活動が適切に行われるよう食育推進員になってもらう人は、栄養士、調理師、ねたろう食育博士など、知識や経験のある方を募集します。仮に、そういう方ばかりでそろえることができなかった場合には、食育の推進に関心の高い人を学校での実地の事前事後において丁寧に栄養教諭が指導し、健康増進課の管理栄養士の協力も得て、これらの専門家によって、しっかりと育てていきます。また、ハード面では、給食センターでも児童生徒に対して食に関する指導を行えるよう、見学スペース、食育展示スペース、研修室を設置します。次に、3つ目の「立地場所が危険ハザードマップ上であり、災害対応ができない」との指摘です。これについては、去年の私どもの説明が「給食センター建設用地の必要条件是、共同調理場は建築基準法上、工場として扱われており、工業系の用途地域にあること、まとまった広さの土地を確実に取得できること、上下水道に容易に接続できること、配送を確実にできることであり、この4つの条件を全て満たす場所は、大塚工業団地の雇用能力開発支援センターの隣接地のみである」というものでした。また、山口県が一昨年の12月に公表した津波浸水想定図において、この土地が浸水区域に入っていることに対して、建物の1階の床を水が入ってこない高さにすることも説明しました。先ほどの4つの条件を満たす場所は、現在も他に見当たりません。財政上、いくつもの調理場を整備することが困難である中、1か所しか造らないのだからと、水害に遭わない高台に建てたとしても、地震、暴風雨、土砂崩れなど自然災害は様々あり、どこに建てても、電気、水道、道路など、給食施設を動かすのに欠かせない社会インフラが寸断する可能性があります。ですので、災害時の対応を考える上においては、まず被災状況に応じて、臨機応変に食料の供給基地を設営できるようにしておくことが望ましいと考えています。そのために必要な場所に運んで使える移動式の調理釜などを複数の防災倉庫に常備しておくことが防災担当部局の所管となりますけど、大切ではないかと思っています。なお、本市では公民館や学校を避難所に指定しており、建物の中や外で炊き出しを行う際、公民館の調理室や学校の家庭科室にある調理設備や備品を使えます。次に、4つ目の「給食事故や災害時における2センターのリスク分担を考慮すべき」との指摘ですが、これは、1センター方式では、事故が起これば健康被害や給食を食べられない被害が最も大きくなり、施設が被災すると全ての学校に提供できなくなるため、調理場を2か所以上造り、リスクを小さくすべきであるとの趣旨であったと受け止めています。給食の事故が起こった場合、調理場の数が多いほど、1か所当たりの調理食数が少なくなり、被害に遭う児童生徒の割合が低くなると見ることができます。しかし、調理場の数が増え

るほど調理の延べ回数が増加するため、どこかで事故が起こる可能性が高まると見ることができます。これらは単なる確率に過ぎませんが、何よりも事故を起こさないようにすることが大切であるということに誰も異論はないと思います。この事故を起こさないようにする体制を最も整えることができるのが1センター方式であると考えています。それは先程の確率の他、限りある財源の中で効率的に施設を整備できるため、財源を衛生面の質的向上に最も振り向けられると考えているためです。2センター方式、親子方式、自校方式と施設の数が増えるに連れて、全体の床面積が増加し、設備も重複して配置するようになるため、最新の機能や性能を備えた良いものを選択することが難しくなります。1センター方式の場合、事故や災害によって施設を動かせなくなると大きな影響が出ますが、その時は他の力をお借りすることになり、対応策は家庭にあったり、一家で避難されている場合には災害救援にあったりと、助け支え合うことによる協力をお願いしたいと考えています。次に、5つ目の「アレルギー対応について説明が不十分」との指摘ですが、私どもの昨年の説明が「新しく作った学校における食物アレルギー対応の手引に沿って、医師の診断に基づいて対応する。給食センターにアレルギー調理室を設ける。アレルギー対応を行う栄養士1人を市で雇う。できあがったアレルギー食を児童生徒の名前や所属、アレルゲンに記載した専用の容器に入れて配送し、本人に確実に届ける」というものにとどまっております、具体性がありませんでした。学校における食物アレルギー対応の手引については、この4月から自校方式、親子方式の下で全面適用が始まりますが、来年度に給食センター用に部分修正したものを作成し、センター方式の下で給食センターと学校と保護者が適切に連携できる体制、アレルギーに関する情報の管理や献立への反映等を厳密に行える体制、調理や配送に携わる者のミスによる誤配、誤食が発生しないよう幾重のチェックを行う体制を整えるための作業を進めていきます。そのために、アレルギー対応において先進的な取組をしている県外の給食センターを是非、栄養教諭等の関係者で視察したいと考えており、できるだけ早い時期に予算の補正を議会をお願いしたいと考えています。その視察先ですが、資料の21ページ、資料4、他市のアレルギー食対応状況の一覧です。鹿児島、長野、静岡の各県と北海道にある6つの自治体の8つのセンターの状況を掲載しています。調理食数が多いものは9,100食、少ないものは2,300食と幅がありますが、この中で、本市が計画しているものに近いもの、すなわち、食数が5,500食程度で、対応に医師の診断を必須とし、対応アレルゲンが多く、除去食も代替食も調理している1番上の5,600食の鹿児島県鹿屋市の南部学校給食センターか、

食数は多いですが、次の長野県松本市の西部と東部の2つの給食センターを候補として考えています。今後、これらより良い給食センターが見つければ、それも候補に加えて検討していきます。次に、給食センターにアレルギー調理室を設けるように考えていますが、その床面積を現在示している図面で、光市や宇部市の約3倍広い、畳に換算すると約28畳分に相当する45㎡としています。この室内の様子を説明しますので、一般会計予算審査資料の175ページ。これは、調理設備メーカーが作成したものです。重要な点は、左肩の配置計画のところに書いてありますように、アレルギー調理室の基本として、除去すべきアレルゲンの混入を防ぐため、最も衛生度が高いものにするということです。具体的には、中央の平面図、右の方から、青色と赤色の文字と矢印で書いてあるように、アレルギー食用の食材の受渡し場所を2か所設け、加熱前の食材と加熱済みの食材を明確に区分できるようにします。次に、オレンジ色の①で、多種類の調理に対応できるようコンロを6台、オーブンを1台設置し、除去食と代替食の両方を調理できるようにします。その下の②で、部屋の中央に盛付け作業台を設置し、コンロで調理し終わって真後ろに振り向いて盛付け作業台に置かれた専用容器に入れられる配置とし、作業動線が斜めになって配食に誤りが生じてしまうことがないようにします。次に、その下のオレンジ色の③で、アレルギー調理室で使用した調理器具は、室内に設置した専用のシンクと器具消毒保管機で洗浄、消毒を行い、他の部屋に持ち出さず、かつ、他の部屋で使用した調理器具を持ち込まないで対応できるようにします。次に、左のオレンジ色の④で、食器、食缶等の洗浄室に普通食用の洗浄ラインとは別に、アレルギー食専用の洗浄ラインを設け、アレルギー食専用容器をここで洗浄します。なお、先ほどのオレンジ色の①に戻り、6台のコンロについては、鍋が噴いてしぶきが隣の鍋に入ったり、粉末になった調味料等を鍋に入れるときにその粉末が空気中を漂って隣の鍋に入ったりすることがないように、コンロの間隔を空けて設置し、仕切りも設けます。また、盛付け作業台もコンロの数ほど設置するようにしており、これらの点が宇部市や光市より大きく優れています。こうしたことは、アレルギー調理室の面積が他市より広いからできることです。なお、アレルギー食の調理は最も慎重にしなければならない業務であり、落ち着いて調理できるよう十分な数の正規調理員を配置します。次に、先ほど、2つ目の「指摘事項の食育に対する取り組みに疑問」のところで説明したように県の栄養教諭を3人配置してもらえる可能性が非常に高いのですが、これに市で栄養士1人を増員し、4人体制でアレルギー対応を行います。なお、先ほどの資料4の他市のアレルギー対応状況で給食センターによって3

人から5人と幅がありましたので、先進地を視察し、そこで学んだ成果を基に給食センター用のアレルギー対応の手引を作成し、業務量を正確に見積もった結果、4人ではきちんと対応できない可能性がある場合は、市でもう1人、栄養士の増員を検討していきます。次に、アレルギー食の誤配、誤食が起こらないようにするための調理から配送までの流れについて説明します。教育委員会からお配りした資料の3ページ、ステップ1として、前月に栄養教諭等が作成したアレルギー対応一覧表を全ての学校の関係する教職員と給食センターの全ての職員に配布しておきます。次に、調理の前日に栄養教諭等と調理員とで調理作業工程表も見て、作業内容を確認します。次に、調理当日の朝、同じメンバーでもう一度、資料を基に作業内容を確認します。次の4ページ、ステップ4に進み、アレルギー調理室で調理作業工程表を見て対応食を調理し、できあがったアレルギー食を児童生徒一人一人専用の容器に入れます。次に、2人1組になって、入れ間違いがないかアレルギー対応一覧表を見て確認し、蓋をします。次に、専用の容器を配送用のコンテナに積み込み、積み込み間違いがないか、別の調理員がアレルギー対応一覧表を見て確認し、扉を閉めます。次に、コンテナを配送車に積んで、学校の配膳室に届けます。次の5ページ、ステップ8に進み、配膳室に待機している食育推進員がコンテナの扉を開け、正しく届いているか、アレルギー対応一覧表を見て確認します。次に、給食時間になると、学級担任の先生と給食当番の児童生徒が容器を受け取りにやって来ます。次に、先生とアレルギー対応食を食べることになっている児童生徒とで教室において正しいものが届いているか確認し、先生からお代わりできないことを児童生徒に伝え、食べ始めます。最後に、食事中、変わった様子がないか先生が確認し、食べ終わった後も経過を観察します。基本的にこのような流れで考えています。次に、6ページから20ページにかけて、資料3としてアレルギー食の献立の例と調理方法を掲載しています。

石田教育総務課主幹 6ページと7ページの資料3、現在、本市の学校で調理されている給食のうち、アレルギー食対応を考えたときに、特にアレルギー対応が複雑であったり、対応人数が多い献立を5つ選び、載せています。この表は、5つの献立をA、B、C、D、Eと掲載したものです。表の一番上の項目は、左から献立、主な材料、左のうちアレルゲン食材、対応状況、対応人数です。この表のうち、アレルギー食対応が必要なものだけ説明します。まず、献立Aです。焼きそばの主な材料は、中華麺、豚肉、いか、平天、かまぼこ、キャベツ、玉ねぎ、しいたけ、ねぎ、もやし、ソースです。右隣の欄の左のうち、アレルゲン食材の欄は、主な

材料のうちのアレルギーのある食材を記載しています。なお、括弧書は、加工品などに含まれているアレルギー名を記載しています。焼きそばには、アレルギー食対応が3パターンあり、1つ目は、アレルギー食材である、いか、平天、かまぼこを除去し、りんごを使用していないソースを使い作ります。なお、食材を除去するとは、その食材を加えないということで、普通の調理より早く完成します。そして2つ目は、中華麺をライスパスタに変え、いか、平天、かまぼこを加えず、りんごを使用していないソースを使い作ります。ライスパスタは、米を原料とした麺で、小麦や卵のアレルギーがある児童生徒も食べることができるという麺です。3つ目は中華麺をライスパスタに変えて作ります。そして、この対応食を右端の対応人数の欄に記載している人数分作るというものです。次に、ツナサラダです。主な材料は、キャベツ、きゅうり、わかめ、ツナ、マヨネーズです。対応食は、2パターンあり、1つ目はマヨネーズの代わりにドレッシングをかけたものを作り、2つ目はツナを加えないものを作ります。次に、バナナが食べられない児童生徒には、バナナアレルギーに加え、りんごアレルギーのある児童生徒にはみかんを、バナナアレルギーに加え、みかんアレルギーのある児童生徒にはりんごを提供します。パンに付けるマーガリンがアレルギー食材である児童生徒には、いちごジャムを提供します。次に、献立Bです。パインパンは、アレルギー食材はドライパインで、ドライパインの入っていないコッペパンを提供します。次に、ミートボールのケチャップ煮です。その主な材料は、ミートボール、ベーコン、玉ねぎ、にんじん、じゃがいも、グリーンピース、ケチャップ、ウスターソースです。アレルギー対応食は3パターンあり、1つ目は、ベーコンを加えないもの、2つ目は、りんごを使用していないウスターソースを使ったもの、3つ目は、小麦粉を使用しないミートボールを使い、ベーコンを加えないものを作ります。次に、ツナサラダです。主な材料は、キャベツ、きゅうり、にんじん、わかめ、ツナです。対応食は1パターンで、ツナを加えないものを作ります。次にりんごです。りんごアレルギーに加え、バナナアレルギーのある児童生徒にはみかんを、みかんアレルギーのある児童生徒にはバナナを提供します。次に、献立Cです。ちらしずしの主な材料は、米、錦糸卵、えび、油揚げ、にんじん、アスパラガス、しいたけ、れんこんです。アレルギー対応食は3パターンで、1つ目は錦糸卵を加えないもの、2つ目はえびを加えないもの、3つ目は錦糸卵とえびを加えないものを作ります。次に、菜の花のおかかあえです。主な材料は、菜の花、キャベツ、もやし、かつお節です。アレルギー対応食は1パターンでかつお節を加えないものを作ります。次に、はんぺん汁です。主な材料は、はんぺん、



玉ねぎ、にんじん、しめじ、ほうれん草、混合節です。アレルギー対応食は1パターンで、混合節でなく昆布で出し汁を取り、はんぺんの代わりに豆腐を加えたものを作ります。次に、献立Dです。白身魚フライの主な材料は、白身魚、卵、パン粉、小麦粉です。アレルギー対応食は2パターンで、1つ目は、小麦粉、卵、パン粉を使わないで、白身魚に片栗粉をまぶして油で揚げます。2つ目は、白身魚の代わりに鶏肉のフライを作ります。次に、かきたま汁です。主な材料は、卵、豆腐、わかめ、玉ねぎ、えのき、にんじん、ねぎ、混合節です。アレルギー対応食は、2パターンで、1つ目は、混合節でなく昆布で出し汁を取り、卵を加えないもの、2つ目は、混合節でなく昆布で出し汁を取り、作ります。次に、ごまあえです。主な材料は、ほうれん草、キャベツ、もやし、ごまです。アレルギー対応食は、1パターンで、ごまを加えないものを作ります。次に、献立Eです。中華丼の主な材料は、豚肉、えび、いか、かまぼこ、にんじん、キャベツ、玉ねぎ、たけのこ、しいたけ、ねぎです。対応食は3パターンあり、1つ目は、えび、いか、かまぼこを加えないもの、2つ目は、かまぼこを加えないもの、3つ目は、たけのこを加えないものを作ります。次に、リャンバンスーという中華風のあえ物です。主な材料は、ハム、錦糸卵、春雨、にんじん、もやし、きゅうり、ごまです。アレルギー対応食は、2パターンで、1つ目は、錦糸卵とハムを加えないもの、2つ目は、ごまを加えないものを作ります。以上でアレルギー対応食の献立の例の説明です。次に、今説明した献立AからEまでの献立のうち、アレルギー食対応に必要な献立について、普通食の調理とアレルギー対応食の調理の流れを説明します。除去食ですが、使用材料の多いちらしずしのある献立Cと、魚を肉に変更する代替食である白身魚フライのある献立Dを説明します。献立Cで、資料の14ページ、献立Cの主菜に当たるちらしずしです。御飯が入っているので主食でもあります。まず、左上にあるように、御飯を炊いて、すし酢を混ぜ、すし飯を作ります。右の普通食の流れで、えび、油揚げ、にんじん、れんこん、しいたけ、アスパラガスを煮て、すし飯に煮た具材と錦糸卵を混ぜ合わせ完成です。次に、アレルギー食対応は、3つのパターンがあります。先ほどの工程で作ったすし飯から、アレルギー対応食用に必要な量を取り分けて、アレルギー専用調理室に持ってきて調理します。アレルギー専用調理室でえび、油揚げ、にんじん、れんこんなどの具材を煮ます。アレルギー対応食①は、錦糸卵を加えずに、すし飯に油揚げなどの具材とえびを加え、混ぜ合わせて完成です。次に、アレルギー対応食②は、えびを加えずに、すし飯に油揚げなどの具材と「錦糸卵」を加え、混ぜ合わせて完成です。次に、アレルギー対応食③は、錦糸卵とえびを

加えず、すし飯に油揚げなどの具材を加え、混ぜ合わせて完成です。資料 15 ページ、上の段は、副菜に当たる菜の花のおかかあえです。まず、左上にあるように菜の花、キャベツ、もやしをゆでて、冷まします。右の普通食の流れは、ゆでた菜の花等に、かつお節と、調味料を加えて、あえて、完成です。次に、アレルギー対応食は 1 パターンあり、先ほどの工程でゆでた菜の花等から、アレルギー対応食用に必要な量を取り分けて、アレルギー専用調理室に持ってきます。この菜の花等にかつお節を加えずに、調味料を加え、あえて完成です。下の段は、温食のはんぺん汁です。普通食では、混合節、さば、いわしなどが混合した原料のけずり節の出し汁を取り、それに玉ねぎ、にんじん、しめじ、ほうれん草を加え、煮て、調味料を加え、はんぺんを加え、煮て、完成です。アレルギー対応食は、混合節の代わりに昆布で出し汁を取り、それに玉ねぎなどの食材を入れて煮て、調味料を加え、はんぺんの代わりに豆腐を加えて煮て完成です。資料の 16 ページ、献立 D の主菜に当たる白身魚フライです。

伊藤實委員長 同じような内容なので、説明はもういいです。

石田教育総務課主幹 それでは、アレルギー対応食の献立の例と調理方法の流れの説明を終わります。なお、アレルギー対応食については、現在でも、主菜と副菜それぞれに複雑なアレルギー食対応が必要とならないような組み合わせの献立となるようにしていますし、また、加工品などの食材にはアレルゲン物質の入っていない食材をできるだけ使うなどして、アレルギー食対応が複雑にならないように現在も配慮しています。

尾山教育総務課長 次に、教育委員会からお配りした資料の 2 ページ、6 つ目の指摘の「1 センター方式に賛成の意見はほとんどなかった。学校給食のあり方検討会議で出された意見や親子方式で実施することを求める請願等の意見において、市民との合意形成が十分とはいえない」との指摘です。これについては、私どもの昨年の説明が「現在の給食施設の衛生面と老朽化の課題を早期に解決するために、ドライ方式の新しい給食施設を建設する必要がある。調理方式は、政策的判断に基づく財政上の理由により 1 センター方式を選択した」というものでした。これまでたくさんの意見等がありましたが、1 センター方式はその意見の多くが求めている方式、請願で求めている方式とは異なるものです。親子方式や自校方式が良いという方々の意見の内容はいろいろある中で、特に重視されていたことは「調理中のおいしそうな匂いや調理員の働く姿が子供の

心を育てる。できたての温かい給食を子供たちに食べてほしい。アレルギー対応をしてもらえるのか不安。事故や災害時の被害が大きくなる」ということだったと受け止めています。センター方式で自校方式と同じことはできませんが、食育に熱い思いをお持ちの方々が強調していた調理員の働く姿を子供たちが見ることができるようにするために、給食センターに見学スペースを設けたり、栄養教諭から給食がどのように作られて、学校に届いているかの話を聞き、調理道具に触ったりすることができ研修室を設けたり、学校に調理作業を撮影した記録映像を送って先生に流してもらう。配送が必要なため、温かい給食を食べられなくなるという声があることに、食缶をあらかじめ温めておく一手間を掛けて、できあがった熱い給食を入れ、食缶が外気に触れないようにコンテナに入れて運ぶ。この外気に触れないということは、衛生面での効果も高まるメリットがあります。アレルギー対応に不安があるという声があることに、人とモノの両面でここに一番力を注いで、県内の給食センターで最も進んだアレルギー対応を行う。1か所では事故や災害時の被害が大きくなるという声があることに1センター方式だからできる最も優れた衛生管理を実現し、徹底することにより、事故を抑止し、水害時の床上浸水を防ぎ、インフラの復旧と食品の搬入後、速やかに調理を始められる施設を造ります。本市にとって初めての取組ですが、他県の給食センターも参考にし、しっかりと仕事を完成させて、適切な運営を維持していくことによって、市民の理解が広がっていくよう、不断の努力を続けます。次に、7つ目の「地産地消に対する計画性が全く感じられない。農林水産課を含め、全庁的な取り組みをすべき」との指摘ですが、私どもの昨年の説明が「関係機関・団体との連携を図る。地元農家との契約栽培の可能性を模索する」という具体的なものが見えにくいものでした。学校給食における市内産食材の利用については、平成19年3月に農協と小野田中央青果と教育委員会で、生産、流通、消費の協定を結び、平成22年4月にはそれを活発にするための「ふるさとの食」推進事業ネットワークを農林水産課が中心となって設立し、生産者、美祢農林事務所も加わって、進めていくことを確認しました。しかし、当時、この取組は続きませんでした。こうした中、学校給食における地産地消の取組は、学校の栄養教諭が二、三箇月に一度、情報交換を行う場で小野田中央青果から取扱品目の規格と数量を聞いて、献立に反映するものになっていました。つまり、市場で流通しているものの中で地場産品を選ぶという形です。昨年、議会から指摘され、5月に地産地消を含む学校給食の取組を強化していくことを内部で確認しました。6月には農林水産課にも協力の声掛けをし、活動を休止していた「ふるさとの食」推進事業

ネットワーク会議を再開してもらいました。これにより、栄養教諭と小野田中央青果と農協が一堂に会して地産地消に取り組む環境が整い、その成果として、今では農協が市内の生産者に学校給食向けの作付けや生産物の提供を働きかけてくれています。農業は自然相手であり、担い手の有無、収益の見通しといった課題を伴いますので、将来の契約栽培を目標の一つとしつつ、関係機関の力を借りて、現在、学校給食用に提供してくれている生産者と教育委員会の間で顔が見える関係を作っていくことなどから、焦らずに進めていきます。最後に、8つ目の「2年前に出された基本計画と今回の基本計画との比較において、金額や配送時間に大きな差異があり、不信感を禁じえない」との指摘です。一般会計予算審査資料の177ページ。金額に大きな差異が生じた理由を説明するに当たり、昨年3月の時点で指摘された今回の基本計画における建設費、約27億1,000万円は、今年度に入って、消費税率の10%への引上げを1年半延期することが決まったことに伴い、約4,000万円下がり、現在は約26億7,000万円となっています。そのため、指摘の「2年前に出された基本計画」は「パブリックコメント時点の事業費」と、「今回の基本計画」とあるのは「現時点の事業費」と読み替えて説明します。表の上の左から2番目の欄の「事業費【パブコメ時点】(A)」の合計欄にある約16億7,000万円。これが3年前に実施したパブリックコメントの際に示した建設費です。この額は、当時、その近年に造られた類似施設を参考に算出したものでした。その後、昨年度に行った市政説明会で示した金額を経て、全国的に建築資材と人件費が高騰している状況を積算に反映して、昨年3月議会で約27億1,000万円と示しました。そして、消費税率の引上げが延期されたことで、約4,000万円下がり、現在の試算では左隣の「事業費【現時点】(B)」の合計欄にある約26億7,000万円となっています。この事業費(A)と(B)の差額は約10億円であり、その内訳のうち額の大きなものを説明しますと、最初の建物・外構等整備費が約7億5,000万円増加した理由は、1つ目に1㎡当たりの建築単価を資材等の高騰を受けて3割引き上げたこと。2つ目に延床面積を他市の給食センターを参考に2,500㎡としていたところ、その後、調理機器メーカーに図面を作成してもらった結果、約340㎡増え、その建設費用を追加したこと。3つ目に建設用地をもっと広く確保するため障害物となる雇用能力開発支援センターの消防ポンプと受変電設備を他の場所に移設する費用とその他駐車場の整備費用を追加したためです。次に、2つ目の調理設備等購入費が約1億9,000万円増加した理由は、パブリックコメントを実施した時点では、調理設備や備品の価格を他市の給食センターを参考に積算していましたが、そ

の後、業者に図面を作成してもらい、その図面に基づき、調理設備や備品の価格を見積もってもらった結果、購入費が増加したためです。続いて、配送計画についての指摘ですが、実車による配送に近いものとなるよう日中にトラックなどで意識的にゆっくりと走行し、配送時間を計り直し、配送車を2台増やし、ゆとりのある計画としました。以上で8つの指摘事項に係る説明を終わります。次の170ページ。この事業の期間は、平成27年度から29年度までで、各年度の支出額と財源内訳は、記載のとおり見込んでおり、国の交付金と合併特例債を活用して実施します。事業のスケジュールを説明します。171ページ、上半分には予算や契約の締結に関する議案等の提出時期を、下半分には入札や工事などの実施期間を矢印で記載しています。下半分の方で説明しますと、平成27年度は市土地開発公社所有の大塚工業団地の土地を購入し、また、雇用能力開発支援センター内の市有地の一部を商工労働課から教育委員会へ所管換えし、敷地全体の測量調査や地質調査を行います。また、厨房設備メーカーと建物の設計会社を決定し、基本設計と実施設計を行い、完了後、県に建築確認申請を行います。2年目の平成28年度は建物の建設会社を決めて、平成29年度にかけて建築工事を行う他、雇用能力開発支援センターの工作物の移設、駐車場の整備を行います。また、調理設備の納入業者を決めて、平成29年度にかけて厨房設備を設置します。また、配送車両の納入業者を決定し、発注します。3年目の平成29年度は配送の委託業者を決め、6月末頃に建物の引渡しを受け、夏休みに調理と配送のリハーサルを繰り返します。あわせて、各学校の現在の給食施設を配膳室に改装する工事も行います。こうした事業の実施を経て、平成29年9月1日から供用開始する計画としています。最後にこの資料の179ページから185ページにかけて、建物の平面図や建設予定地の状況を写真等で示しています。

伊藤實委員長 執行部の説明が終わりました。ここで総務文教常任委員会でも所管事務調査等していますので、河野委員長からその経過なり報告をお願いします。

河野朋子委員 今回また給食センターの予算が出されていますけれども、昨年の3月に一旦出された予算ですけれども、予算を出される前の11月でしたか、親子方式で給食施設をとという請願も出されていて、それが総務の委員会に付託されていた関係、予算と関連があるということで、この件はずっと総務で審査してきましたので、現在までの経過について少し説明します。請願の審査と予算が大変関連あるもので、委員会とし

ては慎重に取り扱ってきたわけですが、今回新たにと言いますか、1年後に予算が出される前の1月26日に教育委員会から先ほどの8項目の指摘事項についての説明を委員会で受けることとなり、先ほどと大体同じような内容の説明を受けたところです。それを受けて、委員会としては請願の審査になったのですが、その前に1年以上持ち越していますので、参考人として請願者にもう一度来てもらって、8項目の指摘事項の説明などをこちらからした中で、参考人としての意見を聞こうということでも来てもらったのが2月13日でした。その中でアレルギー対応とか栄養士の先生方とどうなっているのかというような声もありましたので、その辺りを委員の中でも不安というか、確認しなくてはいけないというような声も出たところです。その後2月19日に教育委員会が栄養士の先生方7人と意見交換をするということを委員会としても聞き、その内容が審査にも関わりがあるので、その内容をぜひ聞きたいということで、24日に委員会を開催し、教育委員会に来てもらって栄養士の先生方と、特にアレルギー対応の部分が大きいんですけど、どういった意見交換、栄養士の先生方がどういったことを言われたのかということについて確認しました。教育委員会側の説明を受けたんですけど、委員としては栄養士の先生方から現場の声を聞きたいということがありましたので、委員会として今度は栄養士の先生方に直接、現場としてどうなのか、教育委員会とどのような意見交換をしたのかを聞こうということで、3月6日に栄養士の先生4名に来てもらって委員会からいろいろと再確認をしました。現場のいろんなことが聞けて、勉強不足のところもあり、委員は有意義な時間だったというようなこともあって、3月11日に再び総務委員会でこの請願について協議しました。委員会としては今回この予算が出されているということで、やはり予算の審査がまだ十分にされていない段階で、この請願について結論を出すということはどうなのかという意見もあり、また、その日に委員が全員そろっていなかったということもあり、3月11日に結論を出すことについて異論がありましたので、その日に採決にはせず、今回の予算審査をしっかりと見届けた中で、最終的には委員会として責任ある結論を出そうというところで今に至っているという状況です。

伊藤實委員長 河野委員から総務文教常任委員会のこれまでの親子方式を望む請願と給食センターについての経緯等の説明がありました。実際に一般会計のメンバーの中で河野委員長、中村副委員長、私が総務に所属していますので、連合審査という話もあったんですが、実際には総務でしっかりと所管事務調査し、この場で報告して、少しでも情報を共有しながら

ら審査に望みたいということで、総務の経過の報告をしてもらいました。それでは執行部から８項目を中心に説明がありましたし、総務委員長からもこれまでの経緯等説明がありましたので、そのことも含め、質疑を受けたいと思います。

吉永美子委員 総務文教常任委員会を傍聴して、本当に栄養教諭が子供たちの給食のためにすごく頑張っていること、また給食センターについては否定とかではなくて、要はアレルギーにどう対応されるかということをお大変心配しているということを実感しました。その中、今月文科省において、学校給食における食物アレルギー対応指針が公表されましたが、この指針が出たことによって教育委員会の今後のアレルギー対応についての取組がどう前進するのかお聞きします。

笹村学校教育課長 その指針を受けて、山陽小野田市においては学校における食物アレルギーの手引を２６年３月に作成したところです。これに基づいて、今後アレルギー対応をしていくわけですが、この手引がセンターにまだ対応していない部分もあります。どの辺りかというところ、食物アレルギーに対応するときに保護者からの申し出があつて、面談をしたり、どういう対応をしていくか具体的な話合いをしていくところがあるんですが、そのところについては、今後センター化に向けて検討していく予定にしています。

吉永美子委員 具体的に発言されなかったんですが、この指針においては市区町村、教育委員会等がとるべき対応として７項目出しています。それを基に発言をお願いします。

伊藤實委員長 指針の資料が今ありますか。もしなければ、昼からも引き続きするようになりますので、また後ほど答弁をお願いします。

下瀬俊夫委員 ８項目については、これは努力目標だと思っていいますね。

江澤教育長 これからのことですから、努力目標ということになるのかもしれませんが、我々はこれを実現するように全力を尽くすという立場です。

下瀬俊夫委員 この１年間いろんなことを検討したと言われているんですよ。ところが、昨年示された予算２７億１，０００万円が２６億７，０００万円ですか。約４，０００万円減っていますよね。これは単に消費税の関係

ただだと言っていますよね。中身はほとんど変わっていないんじゃないですか、予算的には。それはなぜですか。

尾山教育総務課長　今お配りしている平面図であるとか、備品であるとか、そういったものをベースに、今のところはまだ建物の中について去年のものと変えているわけではないんです。アレルギーについても示している平面図で対応可能であると考えていますので、正式に予算が通り、設計会社が決まれば、また栄養教諭の意見を聞いて、調理員の意見を加え、いわゆる専門家の手によって、また設計の微調整はしていくようになると思いますけれども、現時点においては、標準的なものということで、候補地の土地の形を業者に見てもらった上でレイアウトしてもらっているということですから、金額の基本となる平面図を動かしていませんので、金額的に見直しをしていない、変わっていないということです。

下瀬俊夫委員　そういう立場は、大変疑問なんです。考え方は変わったけど、基本的に中身は変わっていない。これから微調整するというだけの話だと、そんなもんじゃないでしょ。やはりこれだけ変わりましたよという予算にすべきじゃないんですか。

尾山教育総務課長　27年度の予算の内容は設計であるとか、土地の購入、測量ということで、これについては8項目の見直しがあって、例えばアレルギーの点において、積算根拠となった図面に大きな問題があるということであれば、そこは見直して積算をし直すということになるんだろうと思いますけれども、この項目の多くにおいてはソフト事業、ソフト面でのことがほとんどであると思っています。積算の根拠となるハード面については、大きな変更点はないものですから、事業費については消費税の影響分だけを考慮してお示ししているということです。

岩本信子委員　第一に教育委員会の給食に対する思い。前も栄養士のお話を聞きましたら、壁からぼたぼたとカビが落ちてきそうで、合併して10年ですけど、放置されていたんですよね。小野田地区は親子方式にしたときに改善されていますけど、山陽地区にしてみたら、もう本当に危ない部分がたくさんあったのに、それをなぜ今まで放置されてきたのかということですよね。現場の声は随分聞かれているんですけど、予算要求はされていたのかどうか、まずそれをお伺いします。

江澤教育長　予算要求をする前には市長部局、市長を含めて協議して、実際の



予算要求をするわけですが、今まで教育委員会はどうかしてほしいという話は協議してきました。老朽化などによる改修、こういうことをしたい、こういう計画を上げたい。しかし、それが現実の予算として実現しなかったのは、市としての将来計画、全体計画の中で実現可能ということになってゴーサインが出るんじゃないかと思います。教育委員会の立場は今こうだから、このところをしてほしいという立場で協議するんですが、市のほうは全体的なものを見て判断されていると思うので、余り具体的になっていない計画はちょっとどうなのかという協議がなされたと記憶しています。

岩本信子委員 では修理に対する予算要求はされていないということですね。  
しなくてはいけないけどしなかったと。先ほど全体計画と言われましたが、全体計画は合併した時点でできていたと考えるんですか。

江澤教育長 合併した時点ではできていなかったと思います。いろんな学校の老朽化もそうですけど、それぞれ全体像として、この山陽小野田市、合併した中でどうしていくのかという明確なものはなかったと思います。

下瀬俊夫委員 壁から塗料がはげて落ちそうな状況が給食室にある。それが食べ物に混入する可能性もある。子供にとって安心安全とずっと言われてきたわけでしょ。何でそんな問題をもっときちんと財政に言って、少なくとも塗装ぐらいはしなかったんですか。

江澤教育長 雨漏りとか壁がはがれてどうかと、そういう緊急的なことは今でもしています。そういう予算要求をして予算も付いて修理しています。ただ、保健所にも指摘されているんですが、根本的なことがあります。例えば間仕切りとか排水とか、そういうものはかなり抜本的な改修を含みますので、そういうことがなかなかできていなかったということで、細かい衛生管理上しなければいけないことはできる範囲で現在でもしています。

下瀬俊夫委員 そういう細かい問題をされていないんですよ。今言ったように壁の塗料がはげそうだと、どんどんはげてきていると、何にも対応していないじゃないですか。現場に行かれていますか。今の現場は厚狭小ですよ。厚狭小の給食室の壁がどんどんはがれてきているという現状を知っていますか。そんなことも知らないで対応している何て言わないでください。

伊藤實委員長 審査の途中ですが、13時から委員会を再開しますので、休憩に入りたいと思います。引き続き給食の事業について13時から開催します。

---

午前11時59分休憩

---

---

午後1時再開

---

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。引き続き、質疑を受けます。

河野朋子委員 確認したいことがあるんですけど、1年前の予算提出時に給食センターについてこの委員会で修正案を作って、修正可決したという経緯があるんですけど、それについて、先日、教育長が一般質問の中で答弁された発言の中で、ちょっと気になったことがあるんですけども、教育長は、去年の予算の修正可決で委員長報告から1センターは否定されなかったと判断したという答弁をされましたよね。それについて、そういうことでいいですか。

江澤教育長 委員長は、センターは否定するものではないと言われたと思うんですが、我々はそれは1センターも含んだものと受け止めているという考えです。ですから、正確には委員長が言われたのはそういうことだったと認識していますが、我々の受け止め方は、広くそういうものも含めた、1センターも含めたものとして認識しているということを申し上げたわけです。

河野朋子委員 その辺りがすごく大事な部分であって、昨年度の出された1センターの予算に対してはさまざまな問題点があって、8項目の指摘もそれにつながったわけですけど、必ずしもこの委員会の全会一致で1センターを否定はしませんという決議も一切しておりませんし、様々な学校給食の施設の建設については可能性があるということで、立場もみんなばらばらであって、1センターを否定していませんよという決定は委員会としてしたつもりはありませんし、委員長も多分委員長報告の中で、学校給食施設の建設について否定するものではないと言っただけであって、少し捉え方がどうなのかなと思いましたので、確認したかったんで

すけど、どうでしょうか。いかにも、1センターを肯定されたかのような答弁だったので。

江澤教育長 先ほども言いましたように、委員長報告では1センターという言葉はなかったと思います。しかし、センターか共同調理場という、そういう言葉はあったと思います。だから、共同調理場というものの受け止め方は、我々は、共同調理場というのは1センターも含めたものとして理解しているということです。

河野朋子委員 そこはすごく大事な部分であって、私たちは1センターを否定はしていないので、1センターのままもう一回見直してくださいとは決して言っていません。給食施設のあり方をもう一回考え直してくれ。例えば複数センターであれ、2センターであれ、あるいは親子方式であってもそれは共同調理場となるわけですから、さまざまな可能性、あるいは8項目をクリアするために最善の方法を考えてほしいという意味で修正案を出したつもりなので、先日の答弁を聞くと、1センターを否定されていないので、そっくりそのまま1センターでもう一回見直しましたよという答弁として受け止めましたので、お聞きしますけど、この1年間、昨年3月議会以降、1センター以外で計画の見直しをされたのかどうか、お聞きします。

江澤教育長 我々が一番大きく受け止めているのは、8項目の指摘事項です。8項目の指摘事項をどう考えるかということです。もちろんその中には、初めの大きな考え方として、1センターもあれば2センターもあるし、それから親子方式もあると思います。しかし、我々の考えでは、親子方式はやはり建築基準法上、難しいのではないかとことがありますし、2センターについても、財政上の問題とか、いろんなことがあります。そして、検討したのかというのは、4つの方式の比較ということも既にしています。そういうことも加味しながら、8つの指摘事項をどうクリアしていくのかということをも1センター方式を基本に考えていったということです。

河野朋子委員 お聞きしたら、やはり1センター以外の選択肢がないところから、去年の3月でまたスタートして、さらに8項目について具体的にどうしたらいいかということを考えられたということが今よく分かりました。8項目ができるためにはどうしたらいいかということをも、私たちとしてはさまざまな選択肢を持ってやってほしいと思っていたんですけれ

ども、教育委員会としては1センターしか考えられない。1センターならこの8項目をどのようにできるかと、そういったアプローチの仕方での1年間を対応されたと受け止めましたが、そういうことでいいですよ。

江澤教育長 受け止め方とすれば、事実とすれば、そう受け止められても仕方がないと思いますが、我々は、先ほど言いましたように、親子方式についても今までいろんな面で検討してくる中で、やはり建築基準法上難しいのではないかとということ宇部土木から受けていますし、また複数センターの場合も財政上のもの、それから自校方式についても財政上のもの、いろんな試算をして1センター方式という結論の中で、8項目をいかにきちんとクリアするかということを検討してきたということです。

下瀬俊夫委員 もっと正確に委員長報告について、見る必要があると思うんですね。1センターと言っていないし、共同調理場方式について否定するものではないと、こういう言い方をしているんですよ。だから、あなたの先日の一般質問の答弁では、共同調理場も1センターも否定されていないと、こういう言い方をしたんです。全く違うじゃないですか。あなたが委員長報告をどう解釈しようがそんなことじゃないんですよ。委員長報告はどうだったかという話をされるときに、委員長報告を正確に言う必要があるんですよ。あなたの解釈なんか聞いていないんですよ。委員長報告では、共同調理場方式を否定はしていないと言っただけですから、1センターとも親子方式とも言っていない、非常に幅広い内容で言っているわけですよ。それをあなたが1センターも否定されていないみたいな話をされると、それはちょっとおかしいんじゃないかと、それは委員長報告と違いますよという話でしょう。そこはきちんと認めてください。

江澤教育長 それはそのとおりです。私が言いたかったのは、委員長報告はこうですと、それをどう教育委員会として受け止めているかという問題、それは今言われたように「あなたがどう考えるか」という部類に属すると思うんですが、我々はそう受け取って、1年間、検討を頑張ってきたということを申し上げているわけです。

中村博行副委員長 少し皆さんと視点が違うかもしれません。この1年間かけて、これだけの資料等々、改善策、これは私は非常に評価すべき点だと考えています。ただ、そうした中で、先日の栄養教諭との懇談の中で、また6項目ほど新たに確認して説明をもらいましたが、これに対して

も、今日もらった資料の中で相当詳しく対応するという具体的なものも上がっているので、それなりに評価したいと思うんですけど、ただ総務のほうで親子方式の請願の採決はまだ終わっていません。それについて、先ほど教育長が親子は建築基準法上から可能性はないと言われたんですが、先日、栄養教諭の意見の中で、確かに今親子でしているところで、ドライ運用をしているんだということの中で、施設そのものも若干狭いといったことも上げられていましたけれども、そういった意味で、改めて建築基準法以外で親子を否定される部分というものがあればお願いします。

江澤教育長 幾つかあると思うんですが、1つはやはり予算、一番大きいかどうか分かりませんが、予算面でそれが実現できるかということです。あといろいろ細々あることは解決できることですから、まず建築基準法上と予算ということが大きなところですよ。

下瀬俊夫委員 8項目との関連で何点かお聞きしたいんですが、1つは小売店との関係で何店かが高齢化を理由に今後の契約をやめたいという話があるわけですが、これまでの説明で市場から契約をして取り寄せる部分を小売店に運送してもらったという話ですよ。結局、これは議会からの指摘を受けて、現在、各学校が小売店との契約、いわゆる食材の納入をしていてこれをどうするかという問題提起から作られた新しい発想だろうと。先ほど言ったように、各小売店からの運搬だけが基本的な役割になっている。これは、現在の各小売店の学校との取引の実態、考え方と基本的に変わってくるんですよ。

江澤教育長 ちょっと分からないところがあったんですが、青果とそれ以外とは取扱いが違って、青果以外においては運搬ではなくて、商品自体を小売店から仕入れています。それは今後も変わりません。ですから、我々は、取引状態は基本的には変わらないと認識しています。

岩本信子委員 青果と商品は違います。青果のほうでちょっとお伺いしたいんですけど、前にも一般質問したんですけど、それぞれ学校に納めています。単価が全部違うんです。それぞれ業者の単価によって量も違います。そのような単価も量も、個人の店の考え方ですから違うものをどうして配送だけの施設にできるのかということなんです。その辺はどうですか。

尾山教育総務課長 小野田中央青果の社長から説明を受けたのは、学校が小野

田中央青果に発注します。調理場が12調理場もあるので、学校は朝の8時から8時半の間に納品してくれということなので、青果では対応できないから、市内の業者に運んでもらっているという説明でした。

岩本信子委員 違います。小売業者に確かめてきました。小野田中央青果から注文は受けた、各学校に。それに対して、一応自分は仕入れをします。そして、それだけの仕入れで、そこにもうけをかけて、そして小学校のほうに納品しています。小学校のほうから中央青果に、そのときの伝票が中央青果の名前で納品書と請求書を出しているんです。そして、中央青果に全部集まって、その金額が振り込まれています。だから、小売店はそういうふうにしてきちっと言いましたので、そういう仕入れしているというシステムの中で、どういうふうにして配送だけができるのかと心配でたまらないんですけど、そう聞いていないんですか、中央青果からは。

尾山教育総務課長 先ほど説明したとおりで説明を受けています。ですから、小売店が市場で競りで落として、購入してという説明は受けていません。

松尾数則委員 8項目について説明を受けましたけれど、私自身、基本的に災害とか事故対応とか、配送時間の問題、地産地消の問題で、基本的に2センター以上のほうが子供たちの学校給食については適切ではないかなという意見を持っているんですけど、説明を受けた中で事故を起こさないようにする体制を最も整えられるのが1センター方式だと。事故を起こしたらどうするかと言っても1センター方式がというのは答えとしては何かおかしいような気がしますし、カッターの刃が入っていたとかいうのが1年か2年前にありましたね、給食の中に。そういったときは、5,500食全部だめになる。そういう状況も生じてくるわけですね。そういったことも踏まえて、2センターではなくて1センターのほうがいいということで、もう少し説明をしてもらいたいと思っているんですが、そういう災害対応に対して。

尾山教育総務課長 これは他の議員も言われたことですが、人が関わることで、ミスは絶対あり得ないということは言い切れません。ただ、私もとしては、そういう中で安全を主張しているわけですから、人も一元管理できて、そして設備も同じ財源の中では一番いいものをそろえられてというようないろいろなことがあって、それで1センターを選んだということです。他の方式ではできないことができるようになるのではな

いかと考えています。

河野朋子委員 今の答弁を聞きますと、かなり苦しいと思うんですよ。さっきも言いましたが、1センターからスタートしているから、そういった答弁になるのであって、8項目のリスクを少しでもというところから入ると、複数にしたほうがいいんじゃないか。複数で考えてみたけどこうでしたって、1年間検討したけどこうでしたと言われるんだったら、まだ納得できるんですけど。そんな苦しい答弁は本当にやめてほしいなと思います。

江澤教育長 安全性を高めるというのは、例えば給食の中にボルトが入っていたというのがありましたね。調理メーカーに確認したところ、ボルトが落ちる可能性のある構造には今の新しいものはなっていないということです。そういうものは今度のところには使っていません。それは本当にイタチごっこなのかもしれませんが、いろんな事案、異物混入とかが出てきたときに、それを起こさないようなものはやはり高いわけです。それは新しいわけです。そういうものを資源として投入しやすいということで、マンパワーとか、そういうものも含めて、そういう意味で先ほど説明はしたと受け止めていただきたいと思います。

岩本信子委員 戻りますが、先ほどの中央青果。こちらが聞いたのとそちらが思っているのと認識が違いますが、この点は確認を取ってください。仕入れなのか、それともただの配送だけなのか、確認を取ってやってもらいたいと思います。それから、結局5,500の食材購入というのは、ハサップという関係から考えますと、センターというのはハサップという1つの大きな理念があって、食材の納入は大変慎重にならなくてはいけない部分なんですよ。そうすると、今までやっていたような食材納入をそのまま5,500に持っていくそのものが、民業の圧迫は避けられない。5,500を1つのセンターですということは、食材購入にしても、業者の犠牲は避けられないと思っていますが、今までのとおりの仕入れをしながら、5,500の給食センターをするという考え方はちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、その点はどうお考えですか。

尾山教育総務課長 今も安全なものを納入していただいているということですから、それを続けていくという意味において、ハサップの考え方に照らして、それができないとか、小売店が撤退を余儀なくされるとか言われる意味が分かりませんが、そういったことはないと思います。

岩本信子委員 「分かりませんが」じゃいけないんですよ。5,500という食材を納入するわけですよ。それに対して、どれだけの業者が5,500に対応できるのかとか、中央青果だけは自分のところで5,500はできますよと言われましたけど、今の小売業が700とか800、多くても1,000もない。それを5社が来て、そして納入する、それを検収する、そんなシステムを作っていかなきゃいけないんですよ。そんなことが果たして可能ですか。調理する時間とか、いろんなことを考えたら、納入というのは、検収もですけど、1カ所になってくるんじゃないですか。その点はどうですか。

尾山教育総務課長 青果物でしたら、市場からの発送ですから、運んでいる業者が10社ということですから、もともとは中央青果という市場、1カ所から出てきた商品ですから、それは大丈夫と考えています。

岩本信子委員 大丈夫じゃないんです。というのが仕入れするんですよ。仕入れ分は今まで店によって全部値段が、例えばほうれん草を同じ日に買った、こっちとこっちの店は違って納めているはずなんですよ。そうすると、仕入れ値が違って来る、もうけ分が違って来るのに、どんなシステムを作るのかということですよ、中央青果が。

尾山教育総務課長 学校給食用に配送する野菜類については、市場のほうで確保されているという説明を受けています。

岩本信子委員 いや、だから確かめてくださいって。というのが、小売業さんが言われました。給食食材は、ばさっと量がいっぱいあるんだけど、それだけ以上に自分のところは仕入れて、そして売っているんだ、小売もしていますからね。そういう形をとっているのに、中央青果がそのところの配送の手数料だけでこのシステムを作るという形になるんですか。

尾山教育総務課長 小売店として店を構えて、一般市民や小料理屋とかに販売しておられるところもあるようですし、老人ホームとか民間の保育園といったところにも卸しておられるので、そういったものは学校給食用と別にされているという話は聞いていますけれど。

石田教育総務課主幹 野菜の中央青果からの仕入れですが、形としては学校が中央青果に注文をする。そして中央青果が各学校に野菜の納入をしています。



ます。配送については、従業者が請け負ってやっている。そして支払は学校から中央青果に支払っているというシステムですので、学校と中央青果との売買が行われている。それで、岩本議員が言われる中央青果と従業者との関係の部分は、市として、その部分に介入すべきではないと考えています。

岩本信子委員 質問、最後にします。結局、材料とグラム数を言っているんですよ。金額は一切言っていないですよ。中央青果には材料と量だけを注文しているんです。で、金額を納めるのはそれぞれの小売業者が自分のところでかけて納めているんです。そして、中央青果の名前で一応請求書は出して、そしてその差額分ほどは、結局、もう納めた分ほどは全部入るようになってるんですよ。だから、自分たちが考えている。ただ配送だけやっているんだから問題ないんだというわけにはいかないということだけは、もう一度調べてください。小売業者にでも聞いて、どうなっているか。そちらは中央青果からしか聞いていないからそういう発想になるんですけど、小売業者にきちっと聞いてみてください。それだけお願いします。

石田教育総務課主幹 今言いましたように、学校と中央青果との関係の売買の中で、行政としてそこまで踏み込んで調整をすることがどうなのかという部分が……。

岩本信子委員 いや、だからできないって、今の配送だけなら。

石田教育総務課主幹 それをできるように中央青果と各従業者が協議して仕組みを作っていただくという提案をしているところです。

下瀬俊夫委員 リスク分散は1つよりもやっぱり2つのほうがリスク分散にはなりやすい。だから、変なものが入らないように気をつけて調理しますというのは、それはどこでも一緒なことなので、そんなことを理由にしてセンターがいいですなんていう話は、あくまで強引なこじつけだというふうに思わざるを得ません。ちょっとお聞きしたいんですが、食育推進員の身分は何ですか。

石田教育総務課主幹 臨時の職員を考えています。

下瀬俊夫委員 臨時の職員が食育全般を担って、各学校の食育を推進できると

いう立場になるんですか。

江澤教育長 食育全般を担う役をしていただこうと考えていません。学校の食育は、食育の全体計画を策定するところから始まります。そして、学校全体の食育の構成をどうしていくかという仕組み作り、これは栄養教諭の二大業務のうちの一つです。しかし、本市において配置されている7校以外の過半数の学校では、それは栄養教諭で行われていません。給食担当の先生とか調理員とか養護教諭とか、そういう方々が担っています。今後、給食センターになりましたら、食育推進委員会といいますか、そういうもの、全市的なものを立ち上げていく中で、食育の全体計画のアウトラインなり、そういうものに栄養教諭が関与しながら、各々の学校の全体計画の指導もしていきながら作っていく予定です。そして、そういった中で、個別の食育推進員は、児童生徒への給食時間等の働きかけ、この部分です。この部分の指導を栄養教諭又は養護教諭、そういう方々の計画なり指導の下に行っていただきたいという考えでいます。

下瀬俊夫委員 先般の一般質問で、食育については聞かなかったんです。基本的にアレルギー対策について聞いたわけですが、そのときに教育長が栄養教諭のいない学校については、基本的な献立も含めて、調理員と学校の教師がやっている、これは恥ずかしいことなんだという言い方をされました。私は、そんなことはないでしょうと言ったんだけど、教育長は2回も立って、いや、そのとおりだと言われたんですが、それは事実ですか。

江澤教育長 食育の全体計画を作るところはそうです。それから、もう一つの栄養教諭の二大職務の一つの給食管理のほうの献立という面では、基本的な献立は栄養教諭が作っています。そして、それを栄養教諭のいないところの学校にも送っているわけですが、そこでは細かい変更又はアレルギーに対する変更等が行われています。それは、誰がしているのかというところで、あるときは調理員であったり、給食担当の先生であったりということを申したわけです。

下瀬俊夫委員 そういうアレルギー対応も含めて、現場の調理員とか学校教員が簡単に変えられるんですか。変えられないでしょう。もし変えたとなれば、法律違反じゃないんですか。

江澤教育長 好ましいことではないと考えています。ですから、その辺りをき

っちり栄養教諭の指導、その指示のもとにするような体制作り、それは全市的な体制作りの中でしていけないと、なかなか難しい。栄養教諭の先生も3校も4校もカバーしているときに難しいという現実的な状況があるわけです。そして、給食は毎日のことです。そういう中で行われていることですので、そういう現状をやはりきちんとしていかななくてはならないと考えています。

下瀬俊夫委員 現状を変えていきたいという話ではなくて、現状がどうなのかって聞いているわけですよ。例えば、もし、アレルギー問題で事故が起こったら誰が責任を取るんですか。現場の調理員ですか。そんなことないでしょう。それ、法律の違反じゃないんですか。

江澤教育長 基本的には、調理員がそれをしているところも、いつもかどうかは分かりませんが、それを変えるときには栄養士に確認して、そして確認を取っているという場合もあります。ですから、その現場でどう行われているのかということは、やはりその現場でできるように行われているわけで、理想はちゃんとアレルギー指示書があって、その指示書のとおりで作っていくということですが、アレルギー調理指示書を求めても、かなりの学校でなかなかきちんとしたものがそろいません。そういう現状です。では、現状が法律違反かということになりますと、その辺りは難しいところだと思うんですが、やはり現場できちんと、忙しい中でやっておられるということで、それ以上、余り強いことは教育委員会から言えないという状況です。

下瀬俊夫委員 栄養士法という法律がありますよね。栄養士法では、第7条にいわゆる懲役の罰則規定がある。いわゆる栄養士以外の者がこの献立をしたりすると懲役刑を科せられるというところまで厳しい罰則規定があります。で、今の話では、場合によってはみたいな話をされますが、実際どうなんですか。栄養士以外の者が勝手に変更できるんですか、できないでしょう。

江澤教育長 それはできないということになっております。ですから、それぞれの学校では、苦肉の策として変えたときは栄養士に確認を求めるとか、いろんなことをしながら、なるべく適正になるように努力されていると思います。

下瀬俊夫委員 そういう問題じゃないでしょう。法律違反だと言っているわけ

ですよ。法律違反がとりあえず何とかなっているという話は違うでしょう。間違いじゃないんですか。栄養士法にはちゃんと書いてあるんですよ、第7条に。栄養士の作る献立に違反して、故意若しくは重大な過失により、このようなものを行った場合は、30万円以下の罰金又は懲役になりますよと、書いてあるわけでしょう。これが公然と今やられているんですか。

江澤教育長 それはもちろん好ましくないわけで。

下瀬俊夫委員 好ましい好ましくないの話ではないじゃないですか。法律違反が実態としてやられているということでしょう。

江澤教育長 ですから、各学校の調理場にその辺りの詳しい照会をしたときに、それぞれから現状として実質的にどういうことをしているのかということが上がってきているわけです。その中には、そういうものもあるわけですが、しかし、そこでは栄養士にその変更を確認し、行っているということであれば、栄養士がしたということになるのかもしれませんが、なるべくそういうことをきちんと行うようにということで、現場として苦肉の策として行っていると理解しています。

下瀬俊夫委員 この法律に違反するかどうかという問題が、そのままなあなで通ってきているという実態はまずいでしょう。そんな状況が日常的にやられているという実態、教育長がそれを知った上で、何の手も打たれていない、それが問題なんじゃないんですか。

江澤教育長 この献立のことについては、つい先日、より詳しい調査をかけて知ったところで、私も驚いたんですが、ただ、この栄養教諭の配置は国の基準があって、国の基準どおりに配置されています。そして、栄養教諭がカバーしている学校数が非常に多くなってくると、実際、その栄養教諭はその給食管理の部分でその学校からなかなか出られないし、そういう状況の中でどうしていくのか、それはいろんな学校で問題があるわけです。ですから、理想はこうだけど、食育についてそれはできないのは明らかであると、不可能なのは明らかであるという文科省の説明文書もあるぐらいで、なかなかそこができないということ、そういう配置基準を持っている、県も国も持っているということも事実です。その中でどうしていくかということ、なるべく適正なようにしていくように指導しているわけです。

下瀬俊夫委員 私は、そんなことを言っているんじゃないんですよ。7人しかいないというのは事実だから、それはいいんです。そんな話じゃないんです。その7人の栄養士がきちんと各学校に目を配らせて、きちんと対応しているんじゃないかと、それをあなたが知らないだけなんじゃないかと言ってるんですよ。知らないで平気で「これはまずいですね」なんという答弁はよしてくださいと言っているんです。再度きちんと実態調べてください。これ、法律違反ですよ。

江澤教育長 その辺りの詳しい各学校からの実態報告をしてもらって、それに基づいて申し上げているところです。ですから、なるべく適正に近づけるように指示しているところです。

下瀬俊夫委員 教育長の答弁は、答弁になってないと思うんです。知った時点できちっと対応するということをしないと法律違反がまかり通って、実態そのものが完全に困ったなでの話じゃないんですよ。さっきから言っているのは、あなたは現場の実態を知らない。そんな状況じゃないはずですよ。栄養士はきちんと責任持って仕事をしているはずですよ。その実態をきちんとつかんでください。

中村博行副委員長 関連ですけども、栄養教諭のいない学校で、そういうメニューを変えられたというような実態は実際に調べられているのか。もしあれば、どのぐらいの件数があるのかということをお教えください。

江澤教育長 どのぐらいの件数があるのかとまでは、そこには書いてありませんが、それぞれのおられない学校で、まず旧小野田の親子の子のほうは、栄養教諭が全て関与しています。問題は山陽のほうのおられないところで、献立の基本は栄養教諭から送られてきて、それをそこで、いろんな状況の中で変えることもあると、そして、それを栄養教諭に送って確認してもらおうというようなことが行われているというのは、私の記憶では2つの学校であるようです。

河野朋子委員 今の件ですけど、小野田できちんとそういうことが、親と子の学校で把握ができて、山陽でできないというのは、それは1センターになったらできるとかできないとかということじゃなくて、現状で、すごく問題があると思うんですけど、原因は何ですか。

江澤教育長 山陽のほうは、栄養教諭は3校か4校カバーしています。そして、自分のところの学校の給食管理、これは仕事の状況からして、やはりそこに付いていないといけないと、給食調理場に、例えば温度管理とか、そういうのが付いていないといけないということもあって、なかなか時間的なもので忙しいのではないかと、難しいのではないかと考えています。

岩本信子委員 うちでは、栄養士が栄養教諭という形でされていますね。で、今、栄養士がいる学校では、ちゃんと年に一、二回、栄養教諭として授業をされていますよね。結局、栄養士が少なくなることによって、今やっている授業ができなくなってくる学校が出てくるのではないかと。クラスがあるのではないかとと思いますが、その点はどうでしょうか。

江澤教育長 1年に一、二度というのは全ての学級というわけではないと思います。それで栄養教諭のおられないところもそこに行かれるのは、年に一度とか、多いところで二度か、そのぐらいと思うんですが、それも授業ということになりますと、全ての学級はなかなか難しいのではないかと思います。では、今度は人数も少なくなるのにどうするかですが、文科省の説明では、栄養教諭自身がそういう授業をしたり、直接指導するということが不可能なことは明らかであるという説明がされています。そうではなく、栄養教諭の食育に対する第一義的なものは、その学校全体で食育の体制を作り上げることだと、誰がどのように教えていくという体制を作り上げることだと言われています。ですから、今度、センターになったときも、栄養教諭がそれぞれの学校でどれだけの授業できるかということ、今と余り変わらないのかもしれませんが、というのは、4人の中で、献立を作ったり管理したりするという給食管理業務というのは、4人全部毎日必要なわけではありませんから、今までの栄養教諭の各学校に派遣されている方は、自分のところの栄養管理、給食管理の部分というのは毎日給食があるときはそこに付きっきりなわけです。ところが、今度の4人の体制の中では、アレルギーとその給食管理と1人ずつとすると2人ぐらいは時間がとれるかもしれませんから、学校を回っていくということも少しは時間が取れるのではないかと考えており、そういう意味では、今と余り変わらないんじゃないかと考えていますが、それでもやはり少ないことは確かです。しかし、先ほど言いましたように、栄養教諭の第一義的な面は、学校の食育の全体計画、それを構築することだということです。それは、食育推進委員会というものを全市的に作って、その中で栄養教諭の方々が、どういう体制で各学校をやっている

くのかということを十分詰めていただきたいと思います。

岩本信子委員 食育体制を作るって言われましたけど、これは、全体が作るのではなくて、各学校の校長が、それなりに、その学校に合った食育体制を整えていくんじゃないですか。4人しかなくて、2人が各学校に携わるからって、200もあるようなクラスに2人が回っていくというのは、今7人いて、何とか年一、二回やっているというのに、2人で今度は220近いクラスを回るというのは、今までやってたことよりも、まず不可能に近いと思います。それともう一つ、校長がそういう食育体制を作るんだから、栄養士はそれに対して、指導助言をするだけの話じゃないんですか。校長は何人いるんですか、いくつ学校があるんですか。そういうふうなのに皆、今度は栄養士が携わっていかなくちゃいけないんですよ。だから、余計、今度クラスには入れないじゃないですか。その辺はどうお考えですか。

江澤教育長 学校の食育の全体計画というのは、校長が作成するわけです。そのとおりですが、しかし、今、栄養教諭のいない学校では、それは栄養教諭も関わらずにその全体計画を給食主任の先生とか、そういう方が作っていると申し上げているわけです。これは、好ましいことではありません。今度、市の食育の推進委員会といいますか、そういうものができましたなら、各学校の全体計画の基本ライン、そういうものがそこで作られ、それが各学校に行き、そしてその学校独自の問題点等を栄養教諭も交えながら作っていくと。それはある面、書類のやり取りでできる場合もありますし、そこに行つてという場合もある。しかし、それは1年に一度、初めに作るものですから、それは、そのぐらいの時間はもちろんできると思います。全ての学校に、そういうふうに行つて栄養教諭が関わって、食の全体計画を作ることができるという意味では、今よりも進むのではないかと考えています。

下瀬俊夫委員 私がさっきから言っているのは、アレルギーに対する献立を現場の調理員や先生が基本的な献立を変えるという事例もあったという話がありましたよね。それは、好ましいことではないんだという程度の認識だったんですよ。それはまずいんじゃないかと。で、そういうことがきちんと是正されない。教育長がそれを知った時点で、きちんと是正されないということが問題なんですよ。それが今も続いているわけでしょう。これ、きちんと確認してください。

江澤教育長 ごく最近、その実態、それぞれ具体的にどういうふうなことが行われているのかという調査をかけ、それが上がってきたところですから、それを精査して、ちゃんとした対応ができるように指示を出したいと思っています。

下瀬俊夫委員 この間の一般質問でも、そういうのんきな答弁されるんですよ。結局、栄養士がいて、基本献立を作ったものを現場の調理員がアレルギーの食を変更してしまったという事例があったとあなたが言われたんですよ。そんな誰も責任取れないような話を平気であの場でされたんですよ。そんなことをすると法律違反ではないかと言ったわけですよ。だったら、その実態をきちんと調べた上で、あったのか、なかったのか、まずここに報告する責任があると思います。あなたは、そういうふうにあったという認識なんです。私は違うんです。そんなはずはないと思っています。だけど、あなたがあったって言うので、このまま審議に入れません。あなたの認識を変えなきゃだめです。事実関係をきちんと調査して、直ちに報告してください。

江澤教育長 調査して報告します。

吉永美子委員 午前中にお聞きした文科省の食物アレルギー対応指針、それにどう対応されるかということの答えがないんですが、そのお答えを含めて回答いただきたいのが、これまで徹底されていなかった、要は医師の診断結果、また緊急時の対応などについて記した申告書っていうのがありますね。学校生活管理指導票ですか。その提出が今後は徹底されるかどうか。それと栄養教諭や養護教諭などに対応を任せて、組織的な取組みになっていないことも指摘されているわけですよ。その中で指針においては、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会の設置を進めているわけですが、今の2つも含めて回答をお願いします。

今本教育部長 昨年の3月に市の食物アレルギー対応の手引を作りましたが、これまでは平成20年に日本学校保健会、それから文科省が監修した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというのがあり、これに基づいて本市で手引を作成しました。午前中、吉永委員が言われた文科省が作った手引、それはまだ詳しい文書が届いていません。調べたところ、7つの項目があり、ほとんどの場合が現在のアレルギー対応の手引で賄われているところですけども、ただ、新たな視点として学童保



育等での対応とか、連携とか、情報共有とか、ヒヤリ・ハット事例のフィードバックといったものがないので、そういったところは新たな通知が来たら、現在、できている対応の手引を改正する中で、今後、体制を作っていきたいと考えています。それから指導管理票については、今回のアレルギー対応の手引で、全ての学校で医者診断書に基づく、指導管理票が出るようになっていきますので、それに基づいて対応をしていくということになります。それと、学校でのアレルギー対応委員会というのは、各学校で今回の手引で作るようになっていきますので、今年度、体制を作って、今、進めているところです。

吉永美子委員 これはもう既に公表されている、誰でも見られる文科省のホームページから取れるものですので、当然、教育委員会は分かっているところで、私は質問したつもりでした。今後、いろいろ研究されると思うんですが、そのホームページの中でも先進的な事例として大阪狭山市、ここは我が市よりも人口が少ないところです。給食センターはかなり古いんですけど、様々な取組をされている先進地であり、食物アレルギー対応についてとか、あと食物アレルギーパンフレット、こういったところも作られて、保護者にも安心してもらえるように取り組んでおられますので、こういったところもぜひ研究していただきたいと思うんですが。視察に行かれると言われましたけど、それ以外のこういったところもあるということで研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

今本教育部長 本市で作ったアレルギー対応の手引は、かなりよくできたものだと思います。それで委員が言われたような先進のところを参考にしながら、よりブラッシュアップしていきたいと考えています。

岩本信子委員 先ほどの食育の関係ですが、校長が計画を立てますね、それぞれ。そうすると7人の栄養教諭は全部それぞれの学校で、それぞれに携わっているんですね。そうすると言われたように栄養士が4人とか3人とかになれば、校長がこの計画を今まで立てていたよりも、結局、今まで7人でそれぞれの学校で立てていたものが、栄養士2人で、今度、校長がかなり立てていかなくてもならない、その辺に支障が出るんではないかと思いますが、その辺は考えていませんか。栄養教諭が少なくなることで、その食育計画に支障が出るのではないかと思うんですが。

江澤教育長 大半の学校では給食主任、事務分掌として割り振られているのは

給食主任が作っているようになっています。そして栄養教諭のいるところも、栄養教諭と給食主任の共同作業で作られているわけです。誰かが全部作っているというわけではありません。それまでの学校で蓄積もありますし、今までのものもある。その共同作業の主な人が大体は給食主任と栄養教諭です。それは、どちらが主かというのは、栄養教諭のいるところは栄養教諭ですし、いないところは給食主任が作っているということです。今度、センターになりましたら、まず市全体の食育の部会といますか、委員会が立ち上がって、そこで、そこには校長もいるでしょうし、栄養教諭も調理員もいると思うんですが、普通の教諭もいるわけですが、全体計画はどういうふうに本市の形、基本形はあるべきかというのは十分に話された後に、各学校に指導しながら、給食主任の先生や校長先生や栄養教諭の先生が話し合っ作っていくという体制になると思います。

伊藤實委員長 それでは、いろいろ質疑等はあるかと思いますが、このことについては自由討議もありますし、そういう部分でまた指摘をしていただきたいと思います。最後に私から1点。午前中、下瀬委員の質疑の中で、この議会から指摘した8つの項目について努力目標という発言があつて、それに近い答弁が教育長からあったんですが、ここには要するにパンについても週2回実施する。市内業者についても、市外発注を減らし、市内発注を増やす。今の栄養士や有職者を充てる。スペースを広げるとか、明確に書かれているわけです。中には努力するという部分もあるかもしれませんが、やはりこれは明確にするというふうに私は認識しているわけですが、そこをちょっとはっきりしてください。

江澤教育長 ここに明確に書いてある部分は、明確にします。そして、これは努力しかないという部分はできるだけ努力するつもりです。

岩本信子委員 アレルギーのここで配られた資料のことについてお聞きしたいと思うんですが、給食の現場の方と話し合っ、これを作られたのか。それとも、机上で作られたのかお聞きします。

尾山教育総務課長 栄養教諭、それから調理員、それから厨房メーカーの協力のもとにこれを作成しました。

岩本信子委員 この白身魚のフライっていうところをちょっと見てください。これは5,500食作るっていうことになって、私が言いたいのは、加工

食品、結局、時間が短くなるから、これは加工食品じゃないとできないんじゃないかと思いますが、給食調理員は時間内で、この5,500のこの魚のフライがちゃんとパン粉を付けてできるっていうふうにして、きちっと聞いているのかどうかを確かめるだけです。

尾山教育総務課長 これ全て調理が、アレルギー対応食も含めて、全てできますとは言っていないです。全てやはり不安があると、いろんな面で。これまで経験がないことですので、全部が全部できますというような答えはもらっていないという状況です。白身魚といいますのは、調理場で、現在もそうですけど、魚を買ってきてさばいているわけじゃないんです。

岩本信子委員 わかっていますよ。

尾山教育総務課長 全部むき身の状態なんです。

岩本信子委員 わかっていますよ。

尾山教育総務課長 だから、それで届いて最後に調理場で何をするかと言えば、小麦粉、卵、パン粉をまぶして揚げるだけの作業をしているわけです。

岩本信子委員 それができない。

尾山教育総務課長 それはできると調理メーカーは言っております。

岩本信子委員 調理メーカーでしょう。

尾山教育総務課長 それなりの人数をちゃんと付けるわけですし、設備も整えるようにしていますので、間違いなくできると考えています。

伊藤實委員長 それでは質疑を打ち切ります。それでは、引き続き、審査対象事業の35番の学校施設非構造部材耐震化事業について質疑を受けます。ありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、なければ、今度は10款教育費の7以外の部分について、まず242ページから257ページについて質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 学校図書支援員の件です。これについては、支援員の働き、あるいは役割、非常に高く評価されているわけです。ところが、一般の臨

時職員に比べて100円高いというだけの、今の給与のあり方、身分のあり方ですね。支援員は基本的に司書の資格あるいは教員免許等を持っているというのが1つの条件になって、そういう点では、私は基本的に任期付でもおかしくないのではないかなと。これをずっと、何で臨時のまま置いているのかという点で、大変疑問なんです、その考え方、学校図書支援員としての考え方について、答弁をお願いしたい。

江澤教育長 法律が変わって、学校図書館に今までは配置されている人が法律上に学校司書と明記されましたので、本市においても、この4月から学校図書館支援員という名称を改めて、学校司書と名称を改めていきます。この学校司書は法律もそれだけ変わったように、新たに重要視されてきているわけで、教育委員会とすれば、そういう資格を持っている方をきちんと雇用したいという考え方です。このきちんと雇用するという雇用の仕方が、どういう仕方が望ましいのか、この任期付にしても、何年か前に、本市においては新たに制度として導入したというように、まだ若い制度です。どういう形が望ましいのかということは、いろいろ、今後変わる可能性もあるかもどうかわかりませんが、市全体の人事計画の中で議論されるものだと思うんですが、教育委員会とすれば、きちんとした、安定した、そういう待遇をしていきたいというのが基本的な考え方です。

下瀬俊夫委員 いつも、この思いだけなんですよね。思いだけじゃだめなんです。やっぱり、基本的に教育委員会としてはこういうふうに考えているということできちんと人事等と渡り合わないといけないと思っているんですよ。基本的に、この臨時の場合は、いわゆる職員の補助的な役割というのが基本的な役割ですね。ところが支援員はかなり独自に、学校図書のいろんな整備も含めて、考えながらやっているということで、子供たちの読書の割合が非常に高くなっているわけでしょう。そういう点では、この支援員の役割は非常に大きいと思っているわけです。そういう点で、臨時の場合だったら、基本的に1年が任期ですね。これを取りあえず、3年間は延長する程度の話で、もうそろそろ、任期が切れるわけでしょう。3年経つわけでしょう。だから当然、新年度についてどうするかというぐらいの検討は必要じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

江澤教育長 任期付もやはり、任期の年数があるようですし、なかなか。しかし、我々とすれば、きちんと安心してそこで働いていただきたいという

環境を作りたいと思っています。今までも人事とそういう話し合いをしたことはあります。今後できるだけ、そういう体制が取れるように協議を続けたいと思います。

下瀬俊夫委員　かつて、長期休暇のときに無給とするという決定を財政に押し切られて、教育委員会は受けました。腰が弱いんです。きちんとした対応をしてください。要望です。

中村博行副委員長　247ページの外国語指導助手報酬ですけれども、増員されるということで、英語教育がもうずいぶん前から叫ばれていて、近隣都市ではもっと多い人数でこれに対応されていると思うんですけども、本市の場合、どれぐらい効果が出るか、具体的な回数とか、そういった面で教えていただきたいんですが。

古屋学校教育課主査　現在は、業者に委託しており、1名体制で年間約180日配置をしています。従前から配置水準が県内でもかなり低いということで、教育委員会としてはもうちょっと増やしたいという思いを持っていたわけですが、なかなか、財政的な面もあり、現行とほぼ同等の予算で、どうにかして配置日数を増やせないかということで、いろいろ検討して、結果、来年度は非常勤特別職を2名の体制で、年間300日の配置をします。120日配置が増えるということになります。ただ、あくまでも配置を増やすというだけではなくて、今まで業者に委託していましたので、あまり市から細かい指示ができなかった部分もあります。今後はしっかりと学校と連携を取って、長期的なスパンで、本市の子供たちの英語力を向上させていくということで、事業も英語教育推進事業に変えています。

江澤教育長　少し加えますと、これは表には出ていませんが、実は大きな変化です。今まで業者に委託する場合は、その教師と学校の先生が協議してはいけないということになっているんです、法律上。こんなばかなことはありません。これを抜本的に解決するために2つの方針、1つは市が直接雇用する、1つはここに骨を埋めて、何年もその英語授業に当たれるような人を雇う。この方針のもとに2名の方を雇用する予定です。そして、英語教育においても研究校を作り、中心的にしていこうと、今までのようなところ、そしてALTもアシスタントというものではなく、ちゃんとした対応をしていきながらしていきたいと、そういう事業です。

中村博行副委員長 1つ要望ですが、総務でちょっと聞こうと思ったんですけども、中学生の海外派遣がありますよね。何か物すごく不公平だと思うんです。小規模、小さいところから1名。大規模、多いところからやはり1名。この辺の是正といいますか、平等性を図るためにも、教育委員会からもそれを審議してもらいたいと思います。これは要望です。

吉永美子委員 予算の問題ですけど、今、言われたA L Tを昨年増やしたいという答弁を得ていたんですが、予算額としては457万4,000円ということで、一人でそれだけだったんですよね。大変高いということで、これは現実には外国語指導助手にそれが丸々入るんじゃなくて、かなり業者にとられていたのではないかなという予想が容易にできるところですけれども、もっと早く、直接雇用してということの検討は入れなかったんでしょうか。

江澤教育長 ジェットプログラムを以前していました。そこからジェットプログラムをやめて、委託派遣にすると、そういうときも直接雇用の道もあったわけですが、やはり、これは結局、教員というのは人でして、そういう人がいるのかどうかというところが一番大きいところです。そのあたりで、なかなか踏み切れなかったという面があります。

吉永美子委員 ということは、27年度はそういうふうに携わってくださる方の目途が付いたから、市として直接雇用できるということに踏み切ったということでしょうか。

江澤教育長 目途が付いたというよりは、今の委託派遣というものが、やはり、余りよくないのではないかと考えているということ。それから文科省の新しい今後5年間の英語教育のあり方という答申が出ましたが、そういうところでも、今のA L Tの雇用形態というものはやはり考えるべきだと。いい人がいないかもしれないけれども、まずはこういう格好で呼び掛けてみようということになったわけです。

長谷川知司委員 教育委員5名いますが、義務教育担当の教育委員はいないと思うんです。これについてどう思いますか。

江澤教育長 義務教育担当というのはどういう意味ですか。

長谷川知司委員 要するに、学校の先生をしていた方が教育委員の中にはいないんじゃないかと思うんですが、そのことについてどう思われますか。

江澤教育長 教育委員会の体制、教育委員会の委員というのはそこにありますように、広く教育というものを見ると。そして、いわゆる素人的といえますか、そういう言葉で言い表されているわけです。事務局の学校教育課には教員が指導として入っていますし、いろんな施策等についてはその方々が進めていく面が非常に大きいわけで、教育委員というのはさらに一般的な人の視点を持って広くその施策を吟味し、検討するという役どころになっていると、教育委員会の役割の法律ではなっていると考えていますから、それほど地方教育行政の趣旨からは外れてはいないと考えています。

岩本信子委員 253 ページ。特別支援補助業務委託料と特別支援教育支援員業務委託料、先ほど言われた知的特別支援の学校の備品が出ていましたが、何人ぐらいがその学校に派遣されるということを説明いただけますか。

古屋学校教育課主査 まず特別支援補助業務委託料は、教員免許を持った方になり、一応予算上は3名ほど計上しています。昨年と変わりはありません。特別支援教育支援員については、小学校は昨年7名で予算要求していましたが、このたびは5名増やして、12名ということで予算計上しています。この方は免許を持っていない方ということになります。

下瀬俊夫委員 埴生小中の統合問題がどの程度今話が進んでいるのか。これについて、今の時点でいいんですが。

江澤教育長 現時点においては、本年度この議会でも認めていただいた耐震化の校舎の埴生小学校の工事設計を中断して、耐力度調査をするということで、その結果が出て、それを市長主催の住民説明会において、埴生地区全体の公共施設のあり方という視点から、月に1度住民の方々と話し合っておられます。その席上でその結果を述べられ、そして埴生小、埴生中の連携校構想についても協議議題に上がっています。しかし、それは市長主催のもので、埴生地区の公共施設全体として取り上げていると、そういう状況です。

下瀬俊夫委員 耐力度調査で校舎に耐力がもうないという結果が出たという話

は聞きました。この埴生小学校を埴生中に建てると、建て替えるという話が具体的に今進み始めた。それは、いわゆる小学校の統合問題として具体的に計画に乗せるつもりなのかというのが一つ。その話がいつの間にか小中連携校の話になっていっている。教育委員会としては小中連携校の話に持っていきたいのかどうなのか。

江澤教育長 教育委員会で今まで埴生小学校を中学校に統合ということを申し上げたことはありません。小中連携校ということは申し上げています。先日、毎月行っている説明会で市長から教育委員会の望ましいあり方、考え方を述べるようにと言われて述べたことは、教育委員会とすれば埴生中学校のところに小中一体型の校舎を建設することが望ましいと考えていますと。ただし、そのときには土地を購入して中学校のグラウンドを整備し、さらにその横に小学校のグラウンドも整備するということが条件ですと。そして、通学路もきちんとするという条件にそういうことを提案したいと。それが教育上はいいと考えているということをお願いしましたが、市長は全体的な埴生の公共施設のあり方を検討する中で、それは教育委員会の考え、希望は希望として受け止めて、皆さんどういふものがよろしいかここで話し合っていきましょうという、今まで段階だと思っています。

下瀬俊夫委員 埴生中学校への統合問題は言っていないながら、小学校、中学校の連携校を打ち出して、連携校といえば基本的に同じ敷地内に小学校、中学校が建てられるという話ですから、統合の話でしょ、基本的に。でないと話としては成り立たんじゃないですか。だから、統合は言わないけど小中連携校は言っているというのは自己矛盾じゃないんですか。

江澤教育長 統合という普通の考え方は、ある学校が統合されてなくなるということです。我々が言っている小中連携校というのは、厚陽小中もそうですけど、厚陽小学校があり厚陽中学校があると。ただ、同じ敷地にかつ友好的に成り立っていると、教育が実践されているという考え方です。それは他の人から見ると統合に近いと言われる人もいるかもしれませんが、やはり正確な言い方をしないといけないと思いますので、統合ではなく小中連携校と我々は呼んでいる形態であると。

下瀬俊夫委員 問題は実態なんです。埴生小学校の跡地、これは耐力度調査されるときに現地での建て替えもあり得るのかという質疑に対して、それ



はあり得ると、こう言われました。ところが、今みたいに小中連携校の構想を打ち出されて、それを統合とは言わない。結局、あなたの言っていることは埴生中学校の敷地に埴生小学校を持ってくると。統合と言おうが何と言おうが小学校がなくなるわけじゃないんだから、埴生中の敷地内に埴生小学校を持ってくる。持ってきて、将来的には小中連携校にしたいというのが基本的な教育委員会のスタンスだと受け止めていいですね。

江澤教育長 はい、そのとおりです。ただ、学校の統合というのは大変大きな、そして神経質な問題です。この小中連携校を統合と言っているところは日本全国ないんじゃないかと思います。だから、これは実質的な意味からもこれは統合とは我々は考えていません。

伊藤實委員長 今の関連ですが、今年３月、埴生小学校と津布田小学校の卒業生が何名おられますか。

江澤教育長 埴生小学校で３５名、津布田小学校で１０名です。

伊藤實委員長 合計４５名で、通常であれば埴生中に４５名ぐらい行かれると思うんですが、埴生中には何人入学予定ですか、そのうち。（「３５を割っています」と呼ぶ者あり）３５名を割っているでしょ。合計４５のうち３５名を割っているということは１０人ぐらいは他の学校に行っているということですよね。それはどういう理由か把握されていますか。

江澤教育長 私立中学校への入学、それから転校と把握しています。

伊藤實委員長 今、小中連携校と言われるけど、やはり魅力がないと皆逃げているんです。安易にそういうふうに関連校、連携校と言ったって、魅力がないと皆逃げているわけです。そこには前から言っている部活の問題や教育環境の充実、やはりそういうところがあるので、安易に今埴生小を埴生中へ持っていくとか、やはりそういうところをちゃんとして、増えるんだったらいいんだけど、実はPTAの者から驚きのこの数字を聞いたんです。普通だったらほとんどその小学校から中学校へ行くのが、やはりよそに行くというところですよ。やはりそこもよく考えて、このことはまた総務のほうでしっかりと所管事務でもやってください。それでは、ほかに質疑ありますか。なければ次の２７８から２８３、保健体育費の関係です。

岩本信子委員 給食の問題ですけど、これ、大体年間３億ちょっとです。ずんずん下がってきています。今、給食のがずっと３億で、５校が親子で、そしてあと何校が自校なんです。今この３億ぐらいでできている経費が、例えばそちらから出された８校の親子方式の学校給食センターの年間の経費が４億９,０００万という試算が出ているわけなんです、これ見ると。３億で今ずっとこの調子でやっているものを、親子になってなぜこの４億、そりゃあ施設設備が、維持管理とかいうのも、今維持管理が全然ないから３億でできているんだと言われればそうなんですけど、余りにも４億９,０００万、８か所、高いんじゃ、こういうふうな、逆に言うとすごく高く、この親子にすると高くなりますよって言われんばっかしの何か数字じゃないかなと思うんですけど、この点はどうですか。３億ぐらいで普通できるんですか。

尾山教育総務課長 私どもが示している運営費の試算については新しい調理場、現在の予算書に載っているのは現在の調理場で、どこが違うかというと、ドライ運用とフルドライ方式の違い。この違いによって調理場の面積、室内の面積、間仕切り、建物の構造そのものが大きく違います。今でしたら、一つの空間の中でいろんな作業をいろんな職員がしていて声も掛けられるということですが、ドライ方式になりましたら、部屋が区切られていてそれぞれに調理員を配置して同時に進んでいくということから調理員の数が増えるわけですから、どうしてもこれは。したがって、主には人件費の増が大きな差であるということと、しっかり日頃の修繕費用だとか、そういったものをきちんとやっていく方針のもとで試算をしているので、差が出ているということで理解いただきたいと思います。

岩本信子委員 人件費と言われましたが、６８名です。今、これ見ますと３３人です。親子で８になってドライになったら増えるということがちょっと。今までのような形をとっていけばそんなにはかからないのではないかなと思うんですが、６８人を見ているんですが、やっぱそんなにかかるということですか。

尾山教育総務課長 はい、そのように認識していますのでこういう数字になっているわけです。

下瀬俊夫委員 先般もちょっと議論になったと思うんですが、今後センター化したときの給食費の扱い、今の会計のあり方、これではまずいんじゃない

いかという指摘がありました。結局、給食費そのものは私会計ですから、全体的に年間幾らぐらいになるかという問題があるんです。計算をされていますか。

石田教育総務課主幹 25年度で約2億5,000万円になります。

下瀬俊夫委員 これ、2億5,000万のいわゆる予算です。これがそのままどこにも公表されないというかこんな状況で、今給食費の未納問題も含めてこれが今後どうなるのかというのは大変大きな問題だろうと思っています。基本的にこれをどうするか、考えはありますか。

江澤教育長 これは将来的にはより適正な公会計にしていかなければならないと考えていますが、当面は今の状況、各学校がその保護者とかいろんな状況が一番よく分かっています。そういう中で、そして給食費を集めるという手法も一応確立されていますから、当面はそういう中でやっていきたいと考えていますが、どのぐらいの将来になるかわかりませんが、将来的にはやはりきちんとした公会計になっていくのかなと考えています。

下瀬俊夫委員 そうすると、今各学校でという話がありましたが、この会計処理の責任者は誰ですか。

江澤教育長 私会計においては校長になると。調理場は教育長ですけど、給食費に対するものは、私会計のものは校長がその責任者になります。

伊藤實委員長 ほかに。よろしいですか。それでは、審査番号8番の10款教育費についての質疑を終わります。ここで10分間休憩をし、2時50分から審査番号6番の前日の民生費から審査を始めます。

---

午後2時41分休憩

---

---

午後2時50分再開

---

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。今からは審査番号6番、3款民生費について審査を始めます。それでは、早速ですが、7番の生活困窮者自立支援事業について、執行部の説明を求めます。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 それでは、生活困窮者自立支援事業につ

いて説明します。予算額は1,333万7,000円です。資料は27ページから32ページ、これは、平成25年の第185臨時国会で生活保護法の一部改正と並行として成立した生活困窮者自立支援法によって、今年4月1日から福祉事務所を持つ全国の自治体を実施主体として行うものです。自治体が直営として行うこともできますし、外部委託することもできるものです。資料の29ページ、全体的な内容としては、生活上や経済的な問題を抱えながらこれまで制度のはざまに置かれていた生活困窮者で、このままでは生活保護に至ると認識される方々に対して支援を行い、自立につなげようとするものです。事業メニューとしては、必須事業として自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業の2事業があり、任意に取り組める事業としては、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業があります。本市としては、2つの必須事業と就労準備支援事業を実施することとしています。このうち、自立相談支援事業と就労準備支援事業については、外部へ業務委託をすることとして、予算が議会議決されることを前提に公募型プロポーザルを行い、2事業とも委託事業者候補が決定しているところです。この事業に係る予算を説明します。予算書の128、129ページ、3款1項1目社会福祉総務費13節委託料のうち生活困窮者自立支援委託料948万6,000円と18節備品購入費機械器具費51万2,000円、131ページの20節扶助費住居確保給付金333万9,000円がこの事業に係る歳出です。129ページ、13節生活困窮者自立支援委託料は自立支援相談事業と就労準備支援事業の委託料です。18節の機械器具費は委託先へ貸与するパソコン、携帯電話等の購入費です。131ページ、20節の住宅確保給付金は必須事業としての住居確保給付金の支給に充てるものです。この給付金については、資料の31ページに内容を載せています。この給付金は、離職により住宅を失った、又はそのおそれのある生活困窮者で所得等が一定水準以下の方に対して原則3か月間給付金を支給するものです。31ページの資料の訂正をお願いします。支給要件の①、単身者9万6,300円を10万6,000円、9万6,300円を10万6,000円に、また2人世帯、12万8,300円を15万2,000円、15万2,000円に訂正をお願いします。本市の場合、支給上限としての収入額として、ちなみに単身者で月収10万6,000円未満、2人世帯では月収15万2,000円未満です。支給額については、本市の場合、単身者への上限額は2万8,200円、2人以上6人以下の世帯の上限額は3万7,000円です。予算額は、事例の発生を11件で9か月分を見込んでいます。

以上の歳出については、財源として必須事業に国庫負担が4分の3、

任意事業に国庫補助が3分の2です。予算書36、37ページ、14款1項1目民生費国庫負担金4節生活困窮者自立支援費国庫負担金、生活困窮者自立支援費810万9,000円は、必須事業の事業費の4分の3を国が負担するものです。38、39ページ、14款2項2目民生費国庫補助金4節生活困窮者自立支援費国庫補助金、生活困窮者自立支援費168万3,000円は、任意事業の事業費の3分の2を国が補助するものです。以上です。

伊藤實委員長　それでは質疑を受けます。

杉本保喜委員　委託先を教えてください。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　プロポーザルを行い、委託候補先が内定しています。自立支援事業については、市社会福祉協議会。それから就労準備支援事業については、ワーカーズコープです。

下瀬俊夫委員　これは生活保護に至る前の段階の方に対する対応ですが、委託する前段、いわゆる行政が関与できる範囲、それはどこからどこまでですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　例えば、自立相談事業については、関係機関団体等を集めていろんなケースについて調整会議というものを自立支援機関のほうで調整します。それに市の関係部署も入ります。そして、いわゆる支援のプログラムというものをその調整会議の中で合意をするわけですが、最終的な決定権については市にあります。そういう状況です。

下瀬俊夫委員　相談があってからあるいは申請があってから、いわゆるこの動きが始まるかどうかということなんです。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　申請といたしますか、いろいろ相談事に来られる。あるいは、いろいろ地域の中でいろんな情報を得てこちらから出向く、いわゆる相談支援機関のほうが出向くというようなことをしながら問題点を把握して、それによって本人の同意を得ながら決定をしていく形になります。

杉本保喜委員　庁内調整会議をやるということですが、厚労省から出た分も庁

内体制の構築ということは検討課題の2つ目に上げられているんです。これがしっかりしていないと実を結ばないということを厚労省も懸念されているわけです。この調整会議はどういう間隔で、どのような形でもっていかれるのでしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 この事業をこの4月1日から行うということで、去年の秋口以降に関係部署を集めて、こういったことを今後やるようになるということで情報提供をしています。庁内調整会議、各自自治体によってさまざまやっていると思うんですけど、本市としてはそういう形をとっています。それから、庁内調整会議とは別で庁内の各部署、各機関、団体等を含めての支援調整会議、これまた別個で随時あるいは定期的に行っていくようになります。

杉本保喜委員 山口県内ではこのモデル事業を実施自治体というものがあって、実際に去年やっているわけですね。下関、山口、長門、周南。4つの市は、自立相談と就労準備をやっているわけですね。ここから情報を得るようなことはされたのでしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 下関市のモデル事業については、いろいろ話を聞きました。

杉本保喜委員 ワーカーズコープと言われましたよね。実態を御存じなんですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 正直言いまして、この就労準備支援事業に取り組む前はよく知りませんでした。しかしながら、ワーカーズコープも、うちだけじゃなくて、いろいろ市にもアピールにいられて、パンフレットをもらったり、こういった事業しておると、全国規模でやっているわけですが、情報をいただきました。ということで、認識をしました。

杉本保喜委員 ワーカーズコープというのは、自分がまず、出資をしなければいけないんですよ。分かりますか。自分が出資をして、そこから仕事をさせてもらうというか、仕事を見つけてくるというのがワーカーズコープなんですよ。だから、まだほとんどこの市内では実績がないはずですよ。窓口は開いていますが、多分ほとんど実績がないんじゃないかなと思います。問題は、まずその出資金が必要なんですよ。出資金がまずなければ、ワーカーズコープも受け入れてくれないというのがあるので、そこ

ら辺のネックになるような、いわゆる資金の問題は大丈夫ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 厚労省からいろいろと通知を受けて、いわゆる生活協同組合、いわゆるコープについては、その会員を対象にとるということで、自立相談支援事業を受けるにはいろいろとよく仕分けをしていかなければならないという通知がありました。ワーカーズコープは労働者生活協同組合であり、消費生活協同組合とは違います。

伊藤實委員長 資金については大丈夫ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 プロポーザルにより、いろいろ財政基盤等も判断させていただきました。

伊藤實委員長 出資をしないといけないという話はどうですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 それはありません。ワーカーズコープの本来業務とは違うということです。

杉本保喜委員 先ほど下関のほうを勉強されたということですが、下関はこの委託先はどういうふうにしていましたか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 下関市は下関市社協に委託されていました。

杉本保喜委員 両方とも市社協ということですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 両方とも市社協のようです。

杉本保喜委員 今、下関市の例を見て、その上でうちはプロポーザルにかけて、ワーカーズコープにお願いするという判断をした大きな理由は何ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 就労準備支援事業にワーカーズコープも手を挙げられて、また、市社協も手を挙げられました。審査員の審査の中で得点がワーカーズコープのほうを上回ったということで、委託先の候補者として第一順位に決めているということです。

杉本保喜委員 得点が上がった理由は何でしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 これは複数の委員の集計ですので、具体的なことは今資料がないわけではありますが、評価が比較的によかったということです。

杉本保喜委員 先ほど言いましたように、庁内がしっかりしたコンセンサスを持って動かなければ成功しないということを厚労省も懸念しているということなんですよ。下関市は社協に両方ともお願いをしたということなんです。特に自立相談支援事業については、定期的な支援調整会議等、開催をしてしっかりキャッチボールをしなければいけませんよということなんです。それから、この相談員を誰にするかということですが、そういうことを含んだときにこの就労準備支援事業のみそういうところに頼んで、その辺の運用というか、つながりというか、そういうところは大きな問題がないかというのは懸念されるんですけど、いかがでしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 就労準備支援事業における就労支援についても、自立支援相談機関、このたびは市社協の予定ですが、市社協の窓口就労準備支援事業の職員も来ていただいて一緒に聞くという形をとるようにしています。また、そのようにするように指導が来ています。

杉本保喜委員 自立支援相談支援事業については、相談員は誰にする予定ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 社協のほうで、今までそれに関連したことをやってきた人間あるいはもう一人付けるという形の中で対応されるようです。

岩本信子委員 この自立相談支援は分かるんですが、支援プログラムを作られるということを聞きました。それで、基本的ですけど、何をもって認定、例えば就労してなかったらもう認定するのか、それとも何か基準があって自立支援の相談できるというところにあるのか、その辺の何をもって基準にするのか、ちょっと教えてください。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 具体的にこの基準ですということは、ちょっと言いにくいんですけど、個別ケースについて相対的に内容を聞く中で、また特定の相談者が決定をするんじゃないくて、こういったことを



関連する機関団体あるいは部署に共通認識を持ってもらった上で、どうすべきでしょうかという調整会議をします。この中で、ある程度自立相談支援機関で案を出すわけですが、それで各機関等が了解して、それぞれ自分らはこういう役目をしましょう、こういったことをやりましょうという形で、それぞれ個別で柔軟に判断するというのが基本になります。

岩本信子委員 では、自立相談に支援で来たから、それが全てその支援事業になるということじゃないということですね。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 そうです。

杉本保喜委員 これは認識をはっきりしておかなきゃいけないと思うのは、先ほどの厚労省の文書の中でも、住居確保給付金、就労準備支援事業、それから、一時生活支援事業については、具体的な資産、収入要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産、収入に関わる具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度のはざまに陥らないように、できる限り幅広く対応することが必要であると、こううたっているんですよ。ということは、相談員がどれだけ情報を集めて、その人たちに受けるほうがいいんじゃないですかという話に持っていくということになっていくと思うんです。したがって、今言われたように、庁内調整会議というものは、非常に重きを置くことになると思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 確認ですけど、庁内調整会議というのは、市役所の部署の中での調整会議という意味でしょうか。

杉本保喜委員 庁内の調整会議もあります。それから、さっき言われたように、プロポーザルで選んだコープのほうに社協が入って話をするというようなこともやるんだと言われたんですね。その辺りのところのフローチャートですよ、つながりです、これは明確にしておく必要があると思います。その辺のところはお考えですかという話です。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 支援調整会議は、社協のほうで段取りをしていくようになります。ただ、その関係部署、このケースについての団体まで入れようかというのは、ある程度市の窓口との話し合いをし

ながらやっていくことになろうと思います。この調整会議はスタートしてみないと何とも言えませんけど、これまでやられてきたモデル事業の中でも、定期開催を基本とするところもありましたし、この発生ケースが出たという中でから、個別的に随時調整会議を開くところもあったようです。ということで、今後どうしていくかということは、市社協とも話をしていきたいなと思います。これが正解、このやり方が正しいとかいうようなことではないような気がします。

杉本保喜委員 一つ付言しておきますけれど、先ほど事例2つ言いましたね、定期的に設けること、それから、事例が出たらそのときに集めて話をすると。このモデル事業の中でやった結果として、そのときに発生して対応した場合はほとんどうまくいってないという事例があるんですよ。その辺のところをよく勉強されて決めていていただきたいと思います。

長谷川知司委員 これは自立支援法と公営住宅法との関係はつながりがありますか。連携して行うとか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 必要に応じていろんな法律とも関わることはあると思います。

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、次の事業に行きます。次は多子世帯応援保育料軽減事業について、執行部の説明を求めます。

川崎こども福祉課長 それでは、多子世帯応援保育料等軽減事業について説明します。資料の33ページです。この事業は、現在、県と市で取り組んでいる多子世帯保育料等軽減事業について、対象者を拡大することにより、さらに多くの多子世帯への経済的負担を軽減し、少子化対策及び子育て支援の強化を図るものです。事業の内容としては、35ページ、対象となる児童は、現行制度では第1子が18歳未満であって、認可外保育所を含む保育所に通う第3子以降の3歳未満の児童です。この度の拡充では、現行の対象者から3歳未満という年齢制限をなくし、保育所に通う全ての第3子の児童を対象とすること、また新たに幼稚園に通う第3子以降の児童も対象とするものです。幼稚園に通う児童については、学校教育課で対応しますので、こども福祉課で対応する保育所に通う児童分について説明します。軽減については、現行と同じで市民税所得割が9万7,000円未満の世帯は保育料が全額減免、それ以上の所得世帯は2分の1軽減となります。また、認可外保育施設に通う児童について

は、施設に支払った保育料に対して、年間 5 万円を限度として助成するものです。これも現行と軽減率は同じです。財源の負担割合としては、県、市、2 分の 1 ずつですが、この度の拡充分については、市は任意の参加となっているところ、本市としては子育て支援策の充実のため、県と一緒に拡充に取り組むものです。この拡充による軽減対象者の見込みは、資料の 5 の(2)にありますとおり、今年度の保育所入所者で試算してみますと、約 1 7 5 人、年間軽減額で 3, 0 2 8 万円程度になるため、これを保育料の歳入から減額して計上しています。また、事務事業調書の活動指標にはこの軽減対象となる見込み者数を上げています。なお、多子世帯の保育料軽減については、一番下の参考にあるとおり、国の軽減制度があり、保育所に第 1 子以降が同時に入所している場合には、第 2 子以降の保育料が軽減されます。ですので、国制度で軽減されない多子世帯等についてこの事業の対象となる場合に保育料が軽減されるというものです。

伊藤實委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 現行の対象者の数、新制度の対象者の数を教えてください。

川崎こども福祉課長 資料の 3 5 ページに記載していますとおり、2 6 年度の現行の制度での対象者数は全部で 1 3 3 人、全額軽減が 1 1 2 人、2 分の 1 軽減が 2 1 人となっています。新制度による新たな対象となる 3 歳、4 歳、5 歳は 1 7 5 人、全額軽減が 1 0 2 人、2 分の 1 軽減が 7 3 人と試算しているところです。

下瀬俊夫委員 実はこのすぐ後ろに幼稚園の補助が出ているんですが、こういうふうに関はもう既に幼稚園、保育所を両方合わせていろんな軽減策をやっているという中で、いつまでも受付窓口がばらばらというのはやっぱり時代にそぐわないんじゃないかと思うんですが、部長、どう考えておられますか。

河合健康福祉部長 窓口については、新年度で検討していきたいと思っているところです。

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。それでは次の事業行きます。1 1 番の私立幼稚園運営費負担事業についてです。執行部の説明求めます。

川崎こども福祉課長 それでは、11番、私立幼稚園運営費負担事業について説明します。平成27年4月から子ども子育て支援新制度が開始され、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援が総合的に推進されます。その中で、これまで別々であった保育所と幼稚園の財政的支援の一体化が図られることになり、私立幼稚園の運営支援について、現在は県から幼稚園へ支払われる私学助成と保護者に支払われる就園奨励費によって賄われていますが、新年度に移行する幼稚園については、保育所と同様に市から施設型給付費が支給されることになります。幼稚園が新制度に移行するか、現在の私学助成を受ける形にとどまるかは、各園が選択することができ、本市においては、市内の6つの私立幼稚園のうち27年度は1園のみが新制度に移行しますので、この事業においては、その移行する1園に対して運営費を支給することにより、教育施設の適正かつ円滑な運営を支援し、教育・保育環境の充実を図るものです。活動指標としては、新制度に移行する私立幼稚園の支援園数としており、現在のところ当面、27年度に移行する1園のほかに移行の要望はありませんので、29年度までの活動指標は1園としています。次の48ページの運営費については、国が示す公定価格に基づき、地域区分や定員、園児数等により算出される基本額と職員の配置状況や事業の体制等に応じて算出される加算額との合計額から、市が決定して保護者が幼稚園に支払う保育料を差し引いた額を施設給付費として幼稚園に支給します。その金額を歳出として組んでいます。財源内訳ですが、幼稚園に係る施設給付費については、全国統一分と地方分の2つに分かれて国、県の負担金が交付されます。全国統一分は国が2分の1、県4分の1、市4分の1、地方分は県と市2分の1ずつの負担割合となり、金額としては資料にあるとおりです。

伊藤實委員長 それでは、質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 この1園はどこですか。

川崎こども福祉課長 小野田小百合幼稚園です。

下瀬俊夫委員 28年度以降も1園となっていますが、これ別に予定があるわけじゃないんですね。

川崎こども福祉課長 はい、特に予定はありませんし、そういう移行の情報を聞いていませんので、1園としています。

伊藤實委員長　ほかに。よろしいですか。それでは、次の事業に行きます。次は、５５ページの就労自立給付金給付事業について説明を求めます。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　それでは、就労自立給付金事業について説明します。歳出予算は１５０万円です。資料は５５ページから５７ページ。この事業も平成２５年の第１８５臨時国会で生活保護法の一部改正が行われたことにより、新たに創設された事業です。平成２６年７月１日に施行されました。内容としては、生活保護受給者の就労収入のうち、就労認定された金額のうち一定割合を仮想的に積み立て、安定就労得たことにより保護から脱却された世帯に対して、仮想積み立て分を一時金として支給するものです。この給付金の意図するところは、生活保護受給中は税金や国民健康保険料、国民年金保険料などが免除されています。また、医療費も全額医療扶助費から賄われます。安定就労を得て生活保護から脱却されたら税や保険料もかかり、医療費も負担していかなければなりません。こうした支払がいきなりかかることになる生活保護から脱却した当初の不安定な生活を少しでも支援しようとするものです。この事業に係る予算について説明します。予算書歳出１６１ページ、３款３項２目２０節扶助費のうち就労自立給付金１５０万円です。二人世帯以上での上限額１５万円で１０件を見込んでいます。この給付金は生活扶助費一部ですので、財源として一般の生活保護費と同様、国費として４分の３が歳入されます。予算書歳入３６、３７ページ、１４款１項１目民生費国庫負担金３節生活保護費国庫負担金、生活保護費１０億６，７４９万円の中に、就労自立給付金国庫負担金１１２万５，０００円が含まれています。

伊藤實委員長　それでは質疑を受けます。

下瀬俊夫委員　いわゆる、生活保護者に対する就労あっせん事業だと思いますね。自立支援ということですが、実は以前、生活保護者に対して福島に仕事があるというサジェスションがあったんですね。いわゆる福島という地域を限定して、そこに行けば仕事があるし一定の収入も得られると、こういう指導がされたんですが、かなり生活保護所帯に対して強い、いわゆる就労あっせんみたいな形になるような気もするんですが、それはいいですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　内容がよく分かりませんが、福島の何の

仕事かにもよりますが、それはそれとして、今この就労自立給付金との関わりで言われておられるわけでしょうか。この就労自立給付金の事業については安定就労が得られたと、生活保護からもう脱却するという状況の中でそういった仮想積立金について一時金として支払をするという事業です。それと就労あっせんとは別のものですので、ここでどう答えていいかちょっと分かりません。

下瀬俊夫委員 結局、その方は家庭で認知症の両親を見ないといけないということで断ったわけですが、行政の窓口からそういうサジェスション受けているわけです。問題は、確かに仮想的なという格好で、その方が安定的な就労された時点で生活の安定を図るために一時金が支給されるわけですが、問題は就労あっせん、いわゆる生活保護者の自立支援という名目はあるわけですよ。だからその名目でそういうむちゃくちゃな就労あっせん、行き過ぎにならないようにしなきゃいけないと思っているわけですが、そのために使われる就労一時金の積立てではおかしいじゃないかなと思っているので、その懸念をとりあえず表明したいという話です。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 いわゆる一般的な就労あっせん、これは市ではできません。ハローワークがやることで、そういう職業紹介は私どもではできませんが、ハローワークと一緒にになってチームワークを組んでハローワークの方で就労支援に携わってもらうことはあります。そのつなぎのことは市としてもやるということで理解いただきたいと思います。

杉本保喜委員 先ほどの５７ページの支給要件の右側に、未確定の内容が含まれており今後変更の可能性と書かれているんですが、変更の可能性のある部分はどの部分になるのでしょうか。

深井社会福祉課主幹 未確定の内容というのが、実はこちらのほうでもどこが未確定なのかというのが実は分かっていません。上限額については単身世帯１０万、多人数世帯１５万というのは、これはもう現時点で決まっているものですので、そのほかに未確定部分が一体どこなのかというのは、県に問い合わせをしましたけれども県の方でもよく分からないという回答でした。

岩本信子委員 新しくできた法律ですけど、今までその実績というのは年間どのくらいあるんですか。自立されていったというのは、脱却されたとい

うことですね、生活保護から。

深井社会福祉課主幹 就労により生活保護から脱却された方は大体年間で20世帯程度です。

伊藤實委員長 それでは13番の事業を終了し、継続事業について、最初9番の子ども医療費助成事業について質疑を受けます。資料でいくと41、42ページ。

下瀬俊夫委員 これは福祉医療ですか。

川崎こども福祉課長 これは福祉医療の乳幼児医療とは別で、今年度から市が独自で始めた事業です。

杉本保喜委員 41ページの事業概要に所得制限ありと書いてありますよね。13万6,700円以下の世帯に限ると書いてありますが、これはほかの条件なしでこの以下ということですか。

川崎こども福祉課長 対象者には所得制限があり、合計額が13万6,700円以下ということで、それ以外の要件等はありません。

下瀬俊夫委員 これは、もう既に一般質問でもありましたが、お隣の宇部市で中学卒業までという、これは市長の施政方針あるいは予算化の問題ですが、これを議会がどうするかまだはっきり決まったわけじゃないんですが、こういう動きが今、各地で広がっていますよね。子育て支援ということから、この問題の拡充というのはかなり必至の課題、これからは大きなテーマになって行くんじゃないかなと思うわけですが、いつまでも小学校3年生でやった、やったという立場でいいのかどうなのか、ぜひ部長さんにお答え願いたい。

河合健康福祉部長 この度27年度から何らかの拡大ですね、対象年齢ですとか、何らかの所得制限撤廃ですとか拡大した市が5市あります。本市としても、そうした市の状況等勘案しながら今後は考えて行きたいと思っています。

下瀬俊夫委員 27年度でそういう具体的に改善に踏み切ったという話はそれでいいんですが、いかにも遅いんですよね、行政として。やはり、隣の

市が中学校卒業までやるよという話をいつ聞いたかわかりませんが、これかなり話題になっていました。そういう点でちょっと行政の対応として、子育て支援がやっぱりこう大きなテーマだという点で、どうも情報収集も含めて対応が遅いんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

河合健康福祉部長 対応については、今後、他市の状況等も即座につかめるようにしたいと思っています。その中で、先ほど申しましたが、勘案しながら考えて行きたいと思っています。

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、続いて10番の事業の地域子育て支援センター事業についての質疑を受けます。

吉永美子委員 この地域子育て支援センター事業については、評価はしていますが、要は地域がちょっと偏っているというところがあるわけですが、その辺については拡充の予定はないのでしょうか。

川崎こども福祉課長 市内5か所に委託してやっていますが、小野田地区の南部に集中しているという状態です。制度を始めた時点では、旧小野田の全体に均等な委託ができていたんですが、現在は不均等ではあります。これについては、今は拡充の予定は特にはありませんが、今後いろいろな方面で何かいい策はないかというのは考えて行きたいと思っています。

吉永美子委員 国が示しています地方創生ですね、その中で地方版総合戦略というのを掲げていくわけで、その中で若い人たちの結婚、出産、育児そういったことにいかに希望をかなえていくかという課題もあるわけですから、この地域子育て支援センター事業が拡充をされていくというところで総合戦略の中での位置付けはどのようになっていますか。

川崎こども福祉課長 地方創生が言われる中で子育て支援は大変重要な位置にあると認識しています。ですので、今後、新年度においても、子育て支援施策については企画、財政、関係課等々と協議しながら、重要な施策の一つとして検討していきたいと思っています。

伊藤實委員長 ほかに、よろしいですか。それでは、続いて12番、放課後児童対策事業について質疑を受けます。



吉永美子委員 以前よりこの支援委員の賃金が安いということで、昨年かなり指摘させていただき、また、こども福祉課でも予算要望で頑張っていた成果だと大変評価します。支援員の賃金単価が上がったということでお聞きするところ、資格がある方が1時間810円、資格のない方が770円に上がったということですが、ここに来て要は県内13市の中でどこまでの位置付けまで上がったのか、そして今後はさらに引き上げを検討していくことができるのかお聞かせください。

河口こども福祉課主幹 県内の状況も把握しています。上げたのですが、やはり一番低い状況であるというのは変わりありません。基本的には財政状況も含めて今後検討をしていきたいと思っています。

岩本信子委員 長期休業期間が午前8時30分からということで決まっていますが、保護者の方の要望で就業の関係で8時からという要望がたしかいろいろ出ているんじゃないかと思うのですが、そのような検討はしていませんか。

河口こども福祉課主幹 要望があるということはお聞きしています。児童クラブの支援員のほうからも聞いています。今のところ8時半ということで、時間の関係もありますので、今後また検討しながら、今のところまだ8時半ということでいきたいと思っています。

岩本信子委員 要望はたしか昨年も言ったような気がするんですけど、また今後ということになるんですが、お母さんたちが皆、仕事に行っていることがありますので、早めに途中でもいいですから、もし変えられるものでしたら、ぜひその辺を検討お願いします。

尾山信義議長 本会議のときに伊藤次長がちょっと言葉にも出しておられたと思うんですけど、下関のふくふくこども館、うちの市議会でも10万人構想を打ち出している人もいますが、そういう中であそこのふくふくこども館は、当初の目標が年間10万人ということで、それもう4月の時点で20万人の入館者があったという説明をあそこで受けました。そういう中で今後市としても、このように子供を産み育てる施策として、ああいうものを建ててとか言うわけじゃないんだけど、何らかの施策を考えて行く必要があるんじゃないかと思いますので、その辺はぜひ考えてよろしくをお願いします。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　ふくふくこども館、私も中まで入ってはいないですけど、いろいろ資料を見せてもらって、また外からもよく見えるところにありますね、駅からも見える。総事業費が約15億円かかっています。それから年間維持費が大体1億4,000万ということで、たくさんそういった予算を付けていただければいろんなことがやりたいなど、原課としては何でもやってみようと思うのですが、なかなか無い袖は振れないという、まあ、そういうことです。

尾山信義議長　あそこは下関の市社協が指定管理を受けて、あの一角だけで言うとも14億ということはないんですよ、全体だから。そんなに何億もいるような施設じゃないし、考え方によってはいろんな形でやろうと思えばできないことはない。ちょっと難しいかも分からないけど、金額的には難しいかも分からないけど、少し規模を縮小すればできないことはないし、中身としてはよく指導もされていて、1回勉強しに行くのはいいかなと、行って聞いてみられるのもいいと思います。あそこの館長がすごいです。

岩本信子委員　民福も視察に行きまして、どこでしたかデパートの中にそういう子どもセンターができています。私どももサンパークの中にできると若いお母さん方も皆来て、いろいろできるんじゃないかなと、それだったらそんなにお金もかからないし、せっかく議長もそう言われますし、ぜひ子供の支援センターみたいな形をサンパークと協議されて作るとかいう、そこならみやすいと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤實委員長　いろいろな意見があったんですが、民福でも所管事務調査をされたらいいと思いますが、一般会計のほうも最近はどうやって事業中心に審査をしているのは、要は内容なんですよ。今言われるお金をもらえるかもらえんか、そうじゃなくてやっぱり発想から入って、要は子育て支援しやすく、若い人たちに住んでもらって人口を増やそうとかね、目先のお金ではなくて、将来これが費用対効果を生むっていう発想をやっぱり原課がしっかりと考えて財政がうんというようなものも持っていないといけないし、もちろん議会もこれはいいよということになれば、バックアップすると思いますので、今の支援策については、明日の自由討議でしようと思っていますので、またいろいろと提案もしたいと考えています。

吉永美子委員　先ほどから出ていますが、議長が言われたふくふく館ですよ

ね、私が一般質問した際に半年ぐらいで4,000人以上の山陽小野田市民が行かれているということも紹介しました。岩本委員も言われました大型商業施設があるわけですから、お金が高いから厳しいなという声を福祉のほうからもお聞きしていますが、もうそれで行くと本当に進まない、希望を持てなくなってしまうんですけども、先ほど言った地方版総合戦略の中で今一度、どうやって山陽小野田市のまちづくりを進めていくかという観点で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤實委員長　それも要望ということで。それでは、次の事業、これは10周年記念の関係ですね、ねんりんピックの特別表彰事業について質疑はありますか。245ページ。

吉永美子委員　以前一度お聞きしたことがありますけども、要はレノファ山口がどの程度まで関わっていただけるか、それとマスコットキャラクターであるねたろう君に現実にキックオフさせるかとか、いろんなやり方があると思うのですが、具体的にどのように考えておられるかをお聞きします。

麻野ねんりんピック室長補佐　まず、レノファとの連携ということですが、これについては、成長戦略室と協議しました。ねんりんピックの開催日が10月中旬ということでレノファのほうはまだシーズン中ということがあり、チームの例えばメンバーの参加というのが難しいのじゃないかという話は聞いていますが、サッカーに関わりあることですので、今後も検討してみたいと考えています。それともう1点、ねたろう君のキックオフとか、ねたろう君キャラクターの活用ということですが、現在のところについては、ねたろう君の出番は今のところ考えていませんでしたが、キックオフというか、ねんりんピックはリーグ戦でそれぞれの会場でばらばらにスタートしたりしますので、なかなかその辺統一した行動がとれるかどうかわかりません。これも今後の検討課題とさせていただきます。

下瀬俊夫委員　実は昨日レノファの開幕戦がありましたが、その会場で配られたチラシ、この中に確かに山陽小野田市もそれなりのPRをしていたわけですよ、山陽小野田市と下関の両方紹介がありました。ところが下関はちゃんとねんりんピックが入っているし、海峡マラソンも入っているし、いろいろ入っている。ところが山陽小野田市は何が入っていたか、

風景が入っていたんですよね。風景だけです。僕はこれもう負けたなと思った。やっぱりそういうところで相手は協力してあげようと言っているわけでしょ、宣伝してくれるわけですよ。全部配ってくれるわけだから。そういう点で、何かずっと後手に回っているという感じがするんですが、もっと積極的にいこうじゃないかと思うんだけど、いかがですかね。

麻野ねんりんピック室長補佐 今後考えてみたいと思います。

伊藤實委員長 それでは、事業については終了して、126ページから、まず1項の社会福祉費についての質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 141ページ、石丸総合館ですが、運営審議会が開かれるということで委員報酬を組んでいます。具体的に石丸総合館の条例改正の問題で宿題が出ていますが、これは具体的にいつ頃ぐらいまでにきちんとこの方向性が付くのか、見通しをお願いします。

山根人権男女共同参画室長 昨年の3月議会で附帯決議、慎重な審議をという意見をいただいています。昨年の7月23日に運営審議会委員を改選した後に第1回の石丸総合館運営審議会を開催しました。そのときに市議会からこのような附帯決議が出ていますということで、再上程しましたけれど、出席している全員の審議会委員の総意で、やはり一部改正は認めないという意見でしたので、運営審議会の総意に反しての再上程は適切でないと判断しています。いつ頃までにどのようになるかと言われましたけれど、その審議会の中でも同和という問題が解決すればもちろん変えてもよろしいというお話でした。したがって当面は現状のままと考えており、同和問題の啓発を引き続き行う上で推移を見て、適切な時期に再上程ということを考えています。

下瀬俊夫委員 事態が非常にややこしくなって、なかなか展望が出てこないという事態は理解しているつもりです。ただ、いわゆる条例の中に同和という名前を入れたという、これがもともと事務局としての発想の中にはなかったわけで、審議会の中で新たに付け加えられた言葉ですよね。こういう事態になるというのは全く予想できないで、これから先、展望も出てこない、同和の解決するまでという、こんなむちゃくちゃな議論になってしまっているわけでしょ。展望で何か出てくるわけないんですよ。それをあえて今後やりますと言ったって難しい。例えば、審議会の

メンバーを総入替えしても難しいんじゃないかと思うんですが、そういうことも含めて、頃合いを見てやるということでしょうか。

山根人権男女共同参画室長 審議会の委員の総入替えということは考えていません。現状においては、効果的な啓発事業に努めていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 135 ページ。福祉タクシーですが、福祉タクシーのチケット助成になっているわけですが、身体障がい者に対する事業として、現在身体障がい者が車等の運転もできるような改造ができますよね。そういうところがこの福祉タクシーのチケットというのは理由が立たないという感じがするわけですが、よそではガソリン代の代替えが大体できるというところもあるわけです。タクシーだけではなく、ガソリン代に代えられるような対応も必要じゃないかなと思っていますが、いかがですか。

兼本高齢障害課長 考えてみたいと思います。

岩本信子委員 137 ページで19 節の負担金補助金のところで、施設整備補助金というのがあります。これは、どこの施設で、補助金が出ているんですか。その財源を教えてください。場所と。

兼本高齢障害課長 高千帆苑です。それからサンライフ山陽です。これに対する補助は利子補給のみ県費です。

吉永美子委員 144 ページ、臨時福祉給付金事業、そして156 ページの子育て世帯臨時特例給付金事業、両方に関わるんですけど、どちらかが確か平成26 年度が82 %ぐらいで、大変給付率が低かったんですが、これ消費税の増税の関係で、延期になったことでもう一回15 年度があるわけですから、対象者の方にはきちっと行き渡るように、2014 年度の反省を踏まえ、どのように100 %を目指していかれるか、この2 つについてお聞きします。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 八十数%というのは臨時福祉給付金でした。去年、ホームページあるいは広報、それから自治会のほうにチラシを配らせていただきましたし、サンサンきららの放送でもいろいろお知らせをしました。そういう形を引き続きとっていききたいと思います。

川崎こども福祉課長 子育て世帯臨時特例給付金は、26年度は97.4%の給付率ではありましたが、今年度についてもさらに周知徹底し、対象となる方にはお知らせの文書を配るとともに、引き続き更なる周知をしたいと思っています。

杉本保喜委員 137ページ、19節の負担金補助金及び交付金の中で、老人クラブ連合会の補助金が昨年に比べるとまた一気に減っているんです。これは、老人の人数の状態で減ったのか。それと、いわゆる自治会の支援の補助金、これが7%今回認められてちょっと良くなったんです。そういうような施策がこの老人連合会に対する補助金として考えられているのかどうか、お尋ねします。

兼本高齢障害課長 老人クラブの補助金に関しては、現行54クラブということで、実状の数字をもって積算をしています。それと老人クラブについては、県の補助事業ですので、この7%というのは加味していません。

岩本信子委員 さっきの施設整備補助金ですけど、2,100万、これは利子補給分ですか。

兼本高齢障害課長 まず高千帆苑については、平成9年ぐらいに建設するときに補助金を出しています。28年までの償還です。もう一つのサンライフ山陽は平成7年に建設をしており、償還が平成27年9月までで施設整備が終わる予定になっています。（「それが利子補給分でしょ」と呼ぶ者あり）違います。これは建設補助です。

長谷川知司委員 133ページ、工事請負費、これはどういう工事が教えてください。

兼本高齢障害課長 133ページの工事請負費はみつば園の電源工事です。

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、2項児童福祉費で146ページから、159ページまで。

下瀬俊夫委員 149ページの児童遊園。いわゆる児童福祉に関わる児童遊園ですが、担当委員会で現地に行って、全く管理もされていないところもあったし、もうすでに役割が終わったんじゃないかという面もあるんですが、そこら辺の管理と整理について、見通し、計画はあるんですか。

川崎こども福祉課長 児童遊園については、市内に市が管理しているものが6か所、その他自治会が管理している者が数箇所あります。これについては、旧小野田、旧山陽、それぞれ以前から市のほうの登録等であるところです。これについては、きちんと整理をして、どのように管理をしていくのかというのは、今後方針を定めていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 既に2年ぐらい前に現地に行ってそういう提言したんです。だから、これからじゃなしに、ぜひ早急に計画をどうするかっていうぐらゐの計画はぜひ立てていただきたい。

岩本信子委員 151ページです。保育所費についてですが、行政改革のアクションプランでは、公立の保育所は民営化を進めると。私立は運営補助金が出ているんですが、その保育所には出ない。そして、公立化を進めるっていうアクションプランがあるんですが、この点は今、どのように考えられていますか。

川崎こども福祉課長 今、市内に公立保育園5か所あります。これについては、公共施設の再編の中で今後統廃合計画について、きちんと方針を示して、その後民営化等についても検討していきたいと考えています。

岩本信子委員 ここに一般財源で3億1,400万かかっていますが、これ地方交付税がどのぐらい措置されているのか、わかりましたらお願いします。

川地財政課長 概算で、公立保育園は約5割です。私立保育園は約8割です。

伊藤實委員長 ほかに。よろしいですか。それでは、3項の生活保護費について、163ページまで。

下瀬俊夫委員 伊藤次長にお聞きします。生活保護者のいわゆる保護費の受給以降の現金及び生命保険に対する対応について、どう対応されているのかお聞きします。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 まず初めに、生活保護の申請があった場合に、今までの経済状況を聞きます。何の掛け金があるかとか、生命保険も入っておられる方もありますし、いろんなものに入っておられる方もあります。あるいは土地、建物がどれだけあるとか。いろいろ聞いて、

資産の活用をしていただくと。まず、そういったことをしていただいて、最終的に保護費で、国民の税金で扶助費を払っていくという状況です。それで、生命保険については、例えば保護の申請があったと。今まで生命保険を掛けていたと。これを例えば解約をしないといけないとか、そういうことでもありません。特に、社会通念上、一般的な生命保険の金額であれば、また保護を脱却されたときに必要であるということで、自動的にこれは解約しなさいということはありません。そういう考え方でやっています。

下瀬俊夫委員 だから、何で保護受給以降のことを言ったかっていうと、生活保護費を一定程度貯蓄する、あるいは生命保険に入るということはある意味では自由にできるわけです。そこら辺について、よそでは時々、生活保護費を貯めて貯蓄をしたことを取り崩すことを指導するようなところもありますが、これは基本的に間違っていると思っていますが、いかがですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 一つの考え方として、生活保護を受けておられる方、いわゆる生活扶助費、1類、2類とかありますが、医療費を除いてその生活扶助費の1類、2類のうちの1割程度であれば、これはある程度社会通念上許される状況であるかなということで判断しています。

下瀬俊夫委員 これは、もう既に最高裁も生活保護費をどう活用しようが、それはその所帯の自由であるという判決を下しているわけです。だから、生活保護費の一部を積み立てたとか、あるいは生命保険に入っているとかいうことを理由にして、それを解約しなさいとか、取り崩せとか言うことはできないというのが、私は行政指導だろうと思っていますが、いかがですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 先ほど言いましたように、社会通念上許させる範囲内であればそれは自由です。ある程度、普通の世帯よりも2倍、3倍、私は掛けますと言われる場合には、これは扶助費で見る対象のものではないということになって、指導していくようになろうと思います。

下瀬俊夫委員 いわゆる社会通念上が目安だということですね。それでちょっとお聞きするんですが、生活保護申請者に対して、その家族がその方



に生命保険を掛けていた。当然生命保険代、生命保険受け取りも全部その親御さんが出して受け取るとなっていたんです。ところが生活保護申請者は全く別の人格であるのに、その親が掛けている生命保険を解約させて、いわゆる割戻金を社会福祉のほうに払わせたという事例を知っているんですが、それは事実ですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 具体的な事例について、特に報告は受けていません。

下瀬俊夫委員 親が申請者に対して掛けていた生命保険料、受け取りは全部親です。だから、全く関係のない、いわゆる申請者が掛けているわけじゃない。全く関係のない事例に対して、これを行政指導によって解約しなさいという行政指導はおかしいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 言われるとおりです。親が掛けておられて、親が生活保護の方ではない。それで対象が生活保護対象者、生活保護を受けられる方にいいことでありますから、ぜひやっていただければと思います。こちらのほうで解約を指導する立場にはありません。

下瀬俊夫委員 現に山陽小野田市の行政が、親に対して解約しろという、そういう手続をしなさいということを行政指導しているんです。それで、その割戻金を行政が取り上げているという事例があるんです。これはおかしいんじゃないですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 内容を個別に確認をさせていただいて、対応させていただければと思います。

下瀬俊夫委員 申請者本人ではなくて、親が申請者に掛けている生命保険、この解約を指導するという。あり得ない話でしょ。あり得ない話が行政のケースワーカーから言われているわけです。解約をして割戻金を行政に支払っている。おかしいでしょ。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長 確かにおかしいと思います。生命保険のことを言われていると思いますけど、生活保護を受けている方が亡くなられたと。それによって、生活保護の対象の亡くなられた方の身内の方に生命保険が入ったと。これに対してどうするかということは、また別

であろうと思います。（「そんな話してない」と呼ぶ者あり）

伊藤實委員長　まとめてください。

下瀬俊夫委員　全く関係のない方が生命保険を掛けていてそれを解約させられて、その割戻金を生活費の一部として行政が徴収するという、こんなあってはならないことが山陽小野田市でやられているんです。何でこんな問題が起こってくるのか。それは、たぶん、さっきから言っているように、この最高裁の判例を含めて国が示している、こういう基準があるわけです。例えば、現金とか生命保険に対する取扱いとか。さっき次長が言ったように、世間一般的な金額であればそれは認められるわけです。何でもかんでも全部だめだっという話じゃないし、そういう点で、やっぱり現場のケースワーカーへのきちんとした指導、あるいは研修が不十分じゃないかなと。毎年、毎年変わっていくような仕組みはだめだと、一定の経験がいるんじゃないかなと思っています。そういう点で、ちょっとこの問題は個別の問題として、きちんとした協議が必要じゃないかなと思っています。

岩本信子委員　扶助費のところですか。１６１ページ。財源が諸収入で９８０万とあります。調べましたら、返還金となっているんですが、生活保護の支給の中で、返還金がここに出るっていうことは、支給している金額から引いていくっていう考え方でよろしいですか。

伊藤健康福祉部次長兼社会福祉課長　諸収入、歳入のほうを見てみないと分かりませんが、いわゆる返還金については、自動的に保護費から差引くということはありません。本人と話をして、それなら毎月５,０００円ぐらいだったら分割して払いましょうと形の中で、合意の上でやっています。

伊藤實委員長　よろしいですか。それでは、３款民生費の質疑を終了します。ここで、１０分間休憩して、審査番号９と１０をします。

---

午後４時２０分休憩

---

---

午後４時３０分再開

---

伊藤實委員長　それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。それでは、審査番号９番の６款農林水産業費について１８８ページから。最初に農業費から。

吉永美子委員　農業まつり補助金、２６年度より１０万円ほど上がって、農業委員会の建議書も出たり、担当課としては予算の要求に頑張っていかれた成果だろうとは評価しますが、この農業まつりですけど、実は山陽オートの受託会社である日本写真判定はとにかくあそこを使ってほしいと、地域の活性化のために活用してほしいという思いを持ってもらえるわけですが、この農業まつりを例えば山陽オートを使うとか、ほかの場所での考え方はないのでしょうか。

阿武農林水産課長　山陽オートで祭りができないだろうかという質問だろうと思いますけれど、検討はしましたが、やはり市関係者のほかに農業団体もあり、当面山陽オートを利用するということについては、３月２１日からＧＩプレミアムカップという大きいレースがあります。このグレード１のレースに農産物の展示、それから即売、それともう一つ農機具の展示ということで当面はそのＧＩレースに向けて何か農業関係で手伝いできないだろうかということで考えています。この農業まつりについては、先ほど言われた１０万円アップで、こちらについてはまだまだブランド品の内容がまだ分からないという農家もいますし、また食材が分からないという方もいますので、これから「ネギ三昧」、それから山陽側については「寝太郎かぼちゃ」、こういうブランド品をＰＲしながら認知度を高めていくということにしています。

松尾数則委員　有線放送、普段より料金が高いんですが、最後のということで、ちょっと割り増しになっていると考えてよろしいんですか。

河田農林水産課技監　有線放送事業の清算事業については、来年度２７年度までで全部清算するということで今進めています。そういうことで来年度、補助金の額については今まで均等割で当初は計画していましたが、年度ごとである程度事業の進み具合が違いますので、来年度最終的な清算ということで、補助額は増えています。

伊藤實委員長　ほかに、農業費。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは次、２項林業費についてありますか。

下瀬俊夫委員 林業振興費の中に入っているんですが、有害鳥獣ですよ。有害鳥獣、これは捕獲を中心にしたものですが、いわゆる対策ですよ、有害鳥獣の。他の市町村に比べて補助する金額、単価含めてですが、なかなか上向かないというか、低いんではないかということで、例えば隣の宇部市と比較しても有害鳥獣に対する対策の対応が少し違って見えるんですね。少なくとも農地を守っていくという点で、これは地域からの要望もあると思うんですが、今後の対応についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

阿武農林水産課長 まず平成27年度については、広域の対策というのを一つ考えています。これは、市の予算を通りませんけれども、国や県から直接地域協議会というところに補助金として流れていきますが、27年度美祢市と共同で広域の対策を行う計画をしています。共同と申し上げますのが、最近猿の被害が出ていますし、また猿が住宅地に出てきて悪さをするという状況ですので、大型の捕獲わな、今宇部市が藤ヶ瀬のほうで大型の猿の設置のわなをつくっていますけれども、これを参考にしながら、27年度美祢市と共同でやるという予定にしています。美祢市となぜやるかということ、生息数がやはり多いところでないと捕獲ができないということ、それと以前お話したと思いますが、猿については銃器で打ちますと群れが散乱して、それが各地で被害をもたらすということで、被害が拡散してしまいますので、一斉に捕れるようなシステムというか、対策を講じたいと考えています。

下瀬俊夫委員 猿が集団で移動しているという実態、僕らも時々目にするんです。うちの回りでは出沒するわけですよ。もう一つは鹿ですよ。鹿がかなり出始めた。それも驚くような大きな鹿が、角のあるね。僕は車に乗っているからそんなに怖くはないけど、あそこは通学路なんですね、私の家の近くは。これは遭遇したらなかなか怖いなという感じもするわけです。こういう鹿被害というのも最近かなり報告があるんじゃないかなと思うんですが、この鹿対策というのは何か考えていますか。

阿武農林水産課長 鹿の具体的な対策というのは、現在は予定していません。ただ、有害鳥獣ということになりますと、銃器での捕獲が許可制度ですけれども可能になってきます。したがって、イノシシとあわせて鹿の被害も出てくれば有害鳥獣という名目で猟友会にお願いして、班の編成を組んで捕獲に当たりたいと考えています。

松尾数則委員 鹿の話も出ましたけれど、例えば下関あたりは鹿対策いろいろやっていますよ。国の事業でやっているという話もちらっと聞いたんですが、それを何で山陽小野田市でやらないのか、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

阿武農林水産課長 費用対効果がありまして、イノシシ、鹿、全て含めてですけども、被害の状況、それから区域面積、それと農作物の被害の程度等々もあり、具体的に被害が現在出ていませんので、その辺は検討しますけれども、今のところ策としての対応は考えていません。

下瀬俊夫委員 監視カメラを設置するという話があったんですが、これはどうなったんですか。

阿武農林水産課長 試験的に山陽小野田市の市有林の金比羅というところがありますけれども、カメラを設置して試験的に調査しています。イノシシも映っていますが、鹿も一部金比羅それから秋山地区にもカメラを置いたことがあるんですけども、こちらのほうでの生息は確認しています。

岩本信子委員 林業ですね、職に就いている方、山陽小野田市で何人ぐらいいるのか分かりますか。

阿武農林水産課長 林業木材業者といえるような方が2人います。ただ、2人といひましてもお一方については家族ぐるみで、子供も林業ができるというような林業従事者というか、その方がいます。

岩本信子委員 それでしたら、201ページの造林事業補助金というのが出ていますよね。多分これ植栽、植えていくんじゃないかと思うけど、こういう人たちがこういうことをされているという解釈でよろしいですか。

阿武農林水産課長 造林事業については、基本的にはカルスト森林組合というのがあります。こちらを中心に作業をされて、民有林ですね、一般の方が造林されたことについての補助金ということで、作業的にはカルスト森林組合が中心になろうかと思ひます。

伊藤實委員長 よろしいですか、林業。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、私から1点、林業、市有林についてですが、市有林を活用する計画とか、そういう部分については現状どのような状況でしょうか。前に厚陽で、

市有林を無理やり使って干割ったという実績もあるんですが、やはり市のほうでもその当時は市有林を活用しようということでしたわけですよ。実際には、伐採してからすぐには使えない、強制乾燥するといいながら、実際に干割って失敗に近いことになったわけでしょう。その辺については今どのような状況か教えてください。

阿武農林水産課長 木材については、まず根倒し、いわゆる倒してから材にもよりますけれども、1年、2年の据え置き、そして製材にしてからまた1年の据え置きというような形でないと使用ができないというか、使用してもやはりあと後遺症が残ってくるというような格好になろうかと思っています。具体的に公共施設でということろは、農林水産課としては聞いていませんで、もしそういう案件が出たとするならば、事前に何年か前からその準備をしていかないといけないと思います。現地で材がどのくらいあるかということろについては、その施設等に利用する詳細がないと、私どもも現地でこれが対応できるかということろがあらうかと思っています。今、山口県には県産材の利用という推進事業もあります。コスト的に自分が木材を持っているからそれを切って、切り出しをして製材するほうがコスト高になります。ですから、製品である県産材を使ったほうがコストとすれば安くなるだろうと思いますが、やはり木のぬくもりというのは自分ところのを使いましょうというような形になれば、やはり数年前というか、何年か前ぐらいから計画があれば、その辺の確保というのは可能ではないかと思っています。

下瀬俊夫委員 今のような話をされると厚陽小中学校は何だったんだろうかと思うんですね。結局、市内産の木材を積極的に活用しようという一定の方向性があったんじゃないかと。確かに切ってすぐ使うなんて愚の骨頂、これは問題だと思うんですよ。だったら、例えば今造っている厚狭地区の複合施設にしろ何にしろ、やっぱりこの地元産の木を積極的に活用しながら、そういう木を切り出していく作業も含めて、もっと計画的な対応がいるんじゃないかなと思うんですね。市有林は違いかもかもしれませんが、民有林は本当に荒れ放題です。ほとんど管理がされていない。だから、少なくともそういう市内産の木材をどうするか、今後どうしていくかという一定の方向性ぐらいはもっていかないと。少なくとも公共事業の中で、市内産の木材を使うんだという、具体的な方向性ぐらいは持っていないと、そこら辺、計画的な点ではいかなものですかね。

阿武農林水産課長 今から、公共施設等もできるところもあらうかと思っています。

そこら辺も調査して、やはりできれば自分のというところも木のぬくもりというのはありますので、検討したいと思います。

長谷川知司委員 関連ですが、やはり市有林の活用というのは単発的では難しいんで、相当な量をさばかないといろんな販売ルートに乗れないと思うんですね。ですから、この市有林については伐採する権利を業者に売り渡すというようなことは考えられないんですか。

阿武農林水産課長 今、かなりの面積はあります。ただ、市有林について材になるかどうかというのはやっぱり利用目的との関係になろうかと思いますので、その辺ちょっと対比しながらということで、権利というか、今は直営の形でカルスト森林組合に伐採をお願いしています。

伊藤實委員長 林業、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）市有林についてはすぐに用意できるものではないので、この市有林を有効活用しようと思えば、その辺のビジョンなり計画はすごく重要だと思いますのでよろしく。それでは3項水産業費。

岩本信子委員 ナルトビエイですけど、以前随分といろいろとなったんですけど、今はどんな状況になっているんですか。

阿武農林水産課長 ナルトビエイの駆除については、平成25年、6年度の実績が多い年の大体4分の1程度です。駆除実績がピークのときの4分の1程度というところで、収束とまではいかないは思っていますけれども、減少している状況です。捕獲された個体については、比較的小さいということで、大きいものになりますと30キロぐらいありますけれども、それ以下のもの10キロ程度のものが捕れています。これは、駆除の効果が表れたなという見方もありますけれども、その辺まだ結論が専門家の方でも出ていないというところで、今後も国の事業で駆除をやるしますので、その状況を見ていくということにしています。

杉本保喜委員 今の続きになりますが、今回補助金はゼロになっていますよね。ということは、一応予定はしないということですね。

阿武農林水産課長 単独の市費については今回上乗せをしていません。というのは、先ほどの駆除の効果というところを見て、最終的には国の事業では行いますので、そちらのほうで様子を見てまた必要であればというこ

とにしています。

下瀬俊夫委員 山陽小野田市は、基本的にもう1次産業はつぶれてもしようがないと思っているのかどうかという問題ですね。本当に今、特に漁業、漁師の皆さんですね、高齢化をしてだんだん漁もできないような状況にあるんじゃないかと。その実態についてお聞きしたんですが、それぞれのところで今漁師さん何人ぐらい登録されているか分かりますか。

藤岡農林水産課主査 現在4つ漁協があるわけですが、正組合員については埴生、それから高泊、それから小野田、これが20人強ぐらいですね。それから梶については12人ぐらい、それにあと准組合員が何人かいて、全部で百二、三十人程度と思います。

下瀬俊夫委員 正が実際漁ができていくかどうかという問題と漁業によって生活が維持できていくかどうかという問題は別ですよ。とりあえず正の組合がいるというだけでしょう。梶なんかほとんど漁ができないんじゃないですか、今。

藤岡農林水産課主査 梶は、結構港が埋まっている状況があり、なかなかやりにくいんですけど、梶は立て網とかかご漁とか、そういったところで沖で網とかを仕掛けておいて、後取りに行くといった漁業を中心にやっています。

下瀬俊夫委員 分かるんですけど、船が埋まっているでしょう。なかなか水路が確保できないし、船がなかなか動けないですよ。今の状況ではね。だから、漁にもなかなか出られないのやないかと。問題は後継者の問題です。港の整備という問題も含めて、後継者の問題も含めてやっぱりこのままだったら本当に漁師さんがいなくなっちゃうという。そういう点で、実際漁で生計ができていくといったらほんの一部のところ、ほとんどがもう生計できない状況じゃないかなと思うんですが、なかなか答えようがないね。

中村博行副委員長 関連ですが、もう随分前ですが、梶漁業のしゅんせつについて一般質問したと思うんですが、当時5億円とも言われたような気がしているんですが、費用対効果を考えると全くそういう計画が立たないんじゃないかと思うんですよ。そういった中で、現在漁業をされている方からの提案ですよ。もう全く出られない状態だけでも解消してほし



いと。ということで、船が出る通路と思しきぐらいの範囲ですよ。それだけを確認するのに矢板を打って、その部分を確認して埋まっている分を反対側にやるということぐらいだったらできるのではないかと。そんなにかからない。市長も多分年次計画というような形でおっしゃるかもしれないけども、その可能性というものを検討してほしいと思うんですよ。

小野産業振興部長 梶漁港についてはそういう要望を聞いています。今ありましたように、費用対効果というのがありまして、10何人程度ですよ。それに5億円というのは非常に市費を投じるには疑問がありますので、航路といいますか、港から海に出るところについては幾らか検討できればと思って、今日の朝ですけどもそういう話をしてきたところです。ですから、ちょっと検討させていただいて、やはり港と漁協という限りは漁業ができなければ何なりませんので、それについてはちょっと検討させていただきたいと考えています。

岩本信子委員 ノリのほうですね、高泊がよくノリは作っていたんですけど、これはやっぱり栄養的にいいですし、健康食品でもありますし、伸ばしていくべきではないかなと観光も兼ねてですね。小野田の資源として伸ばしていくべきじゃないかなと思うんですけど、その点はどうお考えですか。

阿武農林水産課長 今、市内でノリ養殖をされている方が2組あります。一つはおっしゃった高泊ですね。それと、刈屋に1業者あります。刈屋については、基本的に板ノリを中心に加工しながらやっているという状況、それから高泊地区については、これは干しノリといいまして特殊な技術でノリを干して、それをみそ汁であるとか、いろんな調理に使うというようなことでやっています。この製法については非常に珍しいもので、小野田の特産品、観光関係でもPRをしながらやっていますので、こちらについてはこれから特産品を含めて農業部門も含めてPRをしていきたいと思いますので、できるだけ業者には続けていってもらおうというのは時折話をしています。

小野産業振興部長 今のノリの件ですけども、一般質問でも特産物で厚狭高校と研究していますよと言いましたけども、これなんです。ノリクッキーというんですけども、これを厚狭高校の者が考えて、今製品化に結びつきかけていますので、これを積極的に進めていきながら、山陽小野田市

の特産品の一つに入れ込めればなと考えています。

伊藤實委員長 あと災害復旧までいきたいと思いますので、当面15分延長します。

岩本信子委員 205ページ、工事請負費、これの内訳を教えてください。

藤岡農林水産課主査 工事請負費5,000万円については、埴生漁港の整備工事です。26年度に西護岸というところをやっています。西護岸から海に下りられる車路を作ったわけですけど、そこが開港部となっていますので、そこに横引きのゲートを付ける。それが約1,400万円程度。残りの3,600万円については、平成23年度、24年度、25年度と3か年ほどしゅんせつをやっています。しゅんせつをしたしゅんせつ土を今、港の中に仮置きしてあるんですが、これを搬出、大体1万2,000立米ぐらい搬出する予定にしています。

伊藤實委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、6款農林水産業費を終わり、引き続き11款の災害復旧費82、83ページ、ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは、ないようなので、本日の審査を終了し、明日は9時から審査番号11の5款労働費から始めます。ということで、本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

---

午後5時散会

---

平成27年3月16日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實